

山都町 子ども・子育て支援事業計画

(平成27年度～平成31年度)

- ・ 子ども・子育て支援事業計画
- ・ 第2期次世代育成支援行動計画

～ 豊かな自然 豊かな感性 地域の絆で 子どもの夢ふくらむまち山都町 ～



平成27年3月
山都町

ごあいさつ

現在、我が国は、世界の中で最も少子化が進んでいる国の一つになっており、出生率は下がり続けています。少子化の過度の進展は、子どもの健全育成はもとより、産業経済の維持発展や健全な社会保障制度の運営を困難にするなど、社会経済全体にきわめて深刻な影響を与えることから、国はこれまで「次世代育成支援対策推進法」に基づき、実行力のある子育て支援策を集中的・計画的に推進してきました。

このような経緯から、本町においても、平成 17 年 3 月に「山都町次世代育成支援地域行動計画」を策定し、町の子育て支援施策を積極的に推進してまいりました。

しかし、この 10 年間の山都町における出生数をみると、平成 16 年中は 107 人であったものが、平成 26 年中は 69 人と激減しており、本町の人口の大幅な自然減の要因であります。この急激な人口減少は、単に産業経済や文化がしぼむということより、本町の存続そのものが危ぶまれていると言えます。人口減少に歯止めをかけるには、若い世代が安心して、結婚・妊娠・出産・育児・子育てが出来るような施策を国・県・町が一丸となって取り組む外はないと考えます。このような中、国においては、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、平成 27 年 4 月から施行されます。

本町ではこの制度に基づき、子ども・子育て支援施策を充実させ、少子化や人口減少の進行を抑制し、町の将来を担う子どもたちや若者、そして子どもを持つ親たちが安心して生活できるまちづくりを実現するため、これまで取り組んでまいりました次世代育成支援行動計画を見直し、「山都町子ども・子育て支援事業計画及び第 2 期次世代育成支援行動計画」を策定いたしました。

この計画に基づき、「豊かな自然 豊かな感性 地域の絆で 子どもの夢ふくらむまち山都町」を基本理念に、町や地域全体で少子化対策、子ども・子育て支援施策を進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、計画の策定にあたりましてニーズ調査にご協力をいただきました町民の皆様ならびに、貴重なご意見、ご提言をいただきました山都町子ども・子育て会議委員の皆様には厚く御礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

山都町長 工藤 秀一



目 次

第1章 計画策定の根拠等.....	3
1. 計画策定の趣旨と根拠.....	3
2. 子ども・子育て関連3法と制度の主な内容.....	4
3. 子ども・子育て支援新制度について（計画の全体像）.....	4
（1）子ども・子育て支援事業計画に対する考え方.....	4
（2）計画策定にあたって.....	5
（3）子ども・子育て支援制度の概要.....	5
（4）新制度における給付・事業の全体像.....	7
4. 法令の根拠及び上位計画・関連計画との関係.....	9
5. 事業計画の期間.....	10
6. 計画策定体制と経過.....	11
（1）子ども・子育て会議の実施.....	11
（2）住民ニーズ調査の実施.....	12
第2章 子どもや子育てを取り巻く環境と地域資源.....	15
1. 子育て環境の現状.....	15
（1）平成26年 男女別・年齢階層別人口（人口ピラミッド）.....	15
（2）人口・世帯の推移.....	15
（3）年齢3区分別人口の推移.....	16
（4）転出数・転入数の推移.....	16
（5）男女別・20～30代未婚率の推移.....	16
（6）出生数の推移.....	17
（7）女性の年齢階層別労働力人口.....	17
（8）ひとり親家庭の状況.....	18
（9）就学援助の状況.....	18
（10）児童虐待相談件数.....	19
2. 子育て環境の状況.....	19
（1）保育所別入所状況.....	19
（2）施設数および定員・入所（園）児童数の推移.....	20
（3）地区別保育所児童数.....	21
（4）認可保育所の入所状況（年齢別）.....	22
（5）特別保育等の実施状況.....	23
（6）認可外保育施設の入所児童数.....	23

(7) ファミリー・サポート・センターの状況	23
(8) 母子健康手帳交付数（人）	24
(9) 乳幼児健康診査実施状況	24
(10) 放課後児童クラブの児童数の推移	25
(11) 児童館の総利用者数	25
(12) 地域活動の状況	25
第3章 基本理念	29
1. 基本理念	29
2. 基本的視点	29
3. 基本目標	32
4. 重点施策	32
5. 施策の体系	33
第4章 主要事業の「量の見込み」と確保方策	37
1. 児童人口推計	37
2. 教育・保育提供区域の設定	38
3. 今後5か年の主要事業の「量の見込み」と確保方策	38
4. 幼児期の学校教育・保育、こども・子育てに係る需給見込み	40
5. 子ども・子育て支援事業計画における支援事業の需給目標	42
第5章 次世代育成支援行動計画 評価と課題	53
1. 子育て支援の課題と推進	53
2. 事業評価	53
第6章 第2期次世代育成支援行動計画施策の展開	61
1. 施策の展開	61
(1) 地域における子育ての支援	61
(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	66
(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	69
(4) 子育てを支援する生活環境の整備	74
(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進等	75
(6) 子ども等の安全の確保	77
(7) 要保護児童への対応などキメ細かな取組の推進	79
(8) 矢部高校の存在意義	81
(9) 本町において若い世代が安心して就職できる仕事場の創出	81

第7章 子ども、若者が安心して暮らせる社会をめざして	85
1. 子どもや若者が安心して暮らせる町づくり	85
2. 山都町子育てビジョン	85
3. 山都町子育てビジョン体系図	86
(1) 教育環境の充実	87
(2) 子育て環境の充実（健やかな生活のために）	88
4. 目標達成に向けた具体的な取組み	91
(1) 教育環境の充実	91
(2) 子育て環境の充実	93
 第8章 山都町公立保育所再編計画書	 99
1. 計画策定の背景	99
2. 児童及び保育所を取り巻く現状	100
3. 公立保育所の役割と保育環境の充実（基準保育の役割）	104
4. 山都町公立保育所が抱える課題	107
5. 公立保育所の見直しについて	109
6. その他	111
7. 将来の展望	113
8. データ資料一覧	115
 第9章 計画の推進と継続的評価	 123
1. 計画の推進と継続的評価の考え方	123
(1) 計画内容の住民への周知	123
(2) 関係機関等との連携・協働	123
(3) 計画の推進管理	123
 資料編	 127
1. 策定の経緯	127
2. 子ども・子育て会議条例	128
3. 子ども・子育て会議委員名簿	129

第 1 章

計画策定の趣旨等

第1章 計画策定の根拠等

1. 計画策定の趣旨と根拠

近年、我が国は急速な少子高齢化が進行する中、核家族の進展や地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家族の増加、就労環境の多様化などにより、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

就労環境に目を向けると、女性の社会進出が進展していくなかで、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性も見られ、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にあります。

さらに、仕事と子育ての両立を希望する女性を支援する環境の整備が求められています。都市部を中心に、多くの待機児童が存在しています。このような、社会環境の変化によりもたらされた子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。一方、子どもの心身の健やかな発達を妨げる児童虐待などの深刻な問題も発生する状況があります。

このような状況下、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備するため平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組みを進めてきました。さらに平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、「子ども・子育て新システム」の検討がはじまり、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

山都町においては、平成17年3月に次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画『山都町次世代育成支援行動計画』を策定し、平成17年度から26年度までを計画期間として、おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。しかしながら、子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、第一義的には「子どもは親、保護者が育むことが基本」としながらも、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支えあいの仕組みを構築する必要があります。

このようなことから、本町においても山都町次世代育成支援行動計画を継承し、子育て支援施策を総合的に取り組むことを目指し、「山都町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものとします。

2. 子ども・子育て関連3法と制度の主な内容

「子ども・子育て支援新制度」とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度です。

《子ども・子育て関連3法の主な内容》

1. 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
2. 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
3. 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
4. 基礎自治体（市町村）が実施主体
5. 社会全体による費用負担
6. 政府の推進体制
7. 子ども・子育て会議の実施（市町村等は設置努力義務）

3. 子ども・子育て支援新制度について（計画の全体像）

（1）子ども・子育て支援事業計画に対する考え方

山都町が子育て支援の取組みとして策定してきた「次世代育成支援行動計画」は、子ども・子育てに関する総合的な施策を取りまとめたものでした。一方、新制度で定められた「子ども・子育て支援事業計画」は、区域ごとの「教育・保育サービスの利用量」を定める事業計画で、国は「幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画」と定義しています。

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法で規定される「子ども・子育て支援給付」や「地域子ども・子育て支援事業」の整備にとどまらず、生まれて良かった、育てて良かったと思えるようなふるさとも目指し、山都町における総合的な子ども・子育て支援施策として、子どもや親、地域社会さまざまな観点からの取組みを進めていくことが重要です。

(2) 計画策定にあたって

山都町は生きるための空気や水があり、そして毎日食べる米や野菜などが豊富な町であります。この自然環境に富んだ町の中で乳幼児から高齢者に至るまで、健康で安心した暮らしができることは誰もが願っていることです。そのために、妊娠期から保育園、小学校、中学校、高校へと切れ目のない一貫した子育て環境の整備と教育体制、そして地域の支援体制等の整備が重要であります。

子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、子育て環境、施設整備、子どもの遊びと暮らし、食環境、地域の中での子育て、教育体制等を子ども・子育て会議の中で協議しながら、①幼児期の保育、②保育園など施設整備、③自然環境の中で遊びをととした子育て環境づくり、④安心安全な農産物を利用した食育、⑤地域社会における子育て支援体制など、子どもを取り巻く全ての町民が連携し、夢を描ける子ども達の育成に向けた取組みを計画します。

特に「食」「遊び」「菜園活動」「自然とのふれあい」「読み聞かせ」などの体験活動は、命の大切さや思いやり、優しさを学ぶことができ、感性豊かな子どもを育みます。その支援を会社、企業、事業所、地域、家庭が行い、子育てしやすい環境にしていくことが町の活性化につながるものと考えます。

山都町の将来を担う子ども達は「町の宝」です。急激な人口減少に直面する山都町の将来に希望をもつためには、定住の場として選ばれる町となり、この町で子育てをしたいと多くの方に思ってもらえるような町になることが必要です。また、保育園、子育て支援センター・つどいの広場シャベル、図書館活動、保健指導、食育、自然体験活動など、山都町の強みをいかしつつ、課題を克服する支援のあり方を構築する必要があります。自然豊かで文化や歴史の香り高い山都町ならではの方法で、妊娠期から保育園、小学校、中学校、高校へと繋いでいくことが必要です。目前に迫る九州中央自動車道の整備促進により、開通を見据えた住宅環境整備や企業進出の環境整備に伴い、子育て世代の定住が大いに期待されます。

「子ども・子育て支援事業計画」を推進することで「一度は町を出ても、又帰って来る、帰ってきたいと思うような町」、地域の中で支え合う地域づくりで「日本一子育てがしやすい町」を目指していきます。

(3) 子ども・子育て支援制度の概要

①子ども・子育て支援制度のねらい

「子ども・子育て支援新制度」とは、「子ども・子育て関連3法」に基づく制度で、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的としています。

②子ども・子育て支援制度の内容

「子ども・子育て支援新制度」の内容については以下のとおりです。

■質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- ・幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園※」制度の改善、普及促進（「幼保連携型認定こども園」について設置手続きの簡素化、財政支援の充実・強化）

※認定こども園

幼稚園と保育所両方の役割をもつ施設で、以下の機能を備え、都道府県の認定を受けた施設のこと

- ・就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能
- ・地域における子育て支援を行う機能

■保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

- ・地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定・教育・保育に対する財政措置の充実（認定こども園、幼稚園、保育所の給付制度の統一、※地域型保育事業の給付制度の創設）

※地域型保育事業（市町村による認可事業）

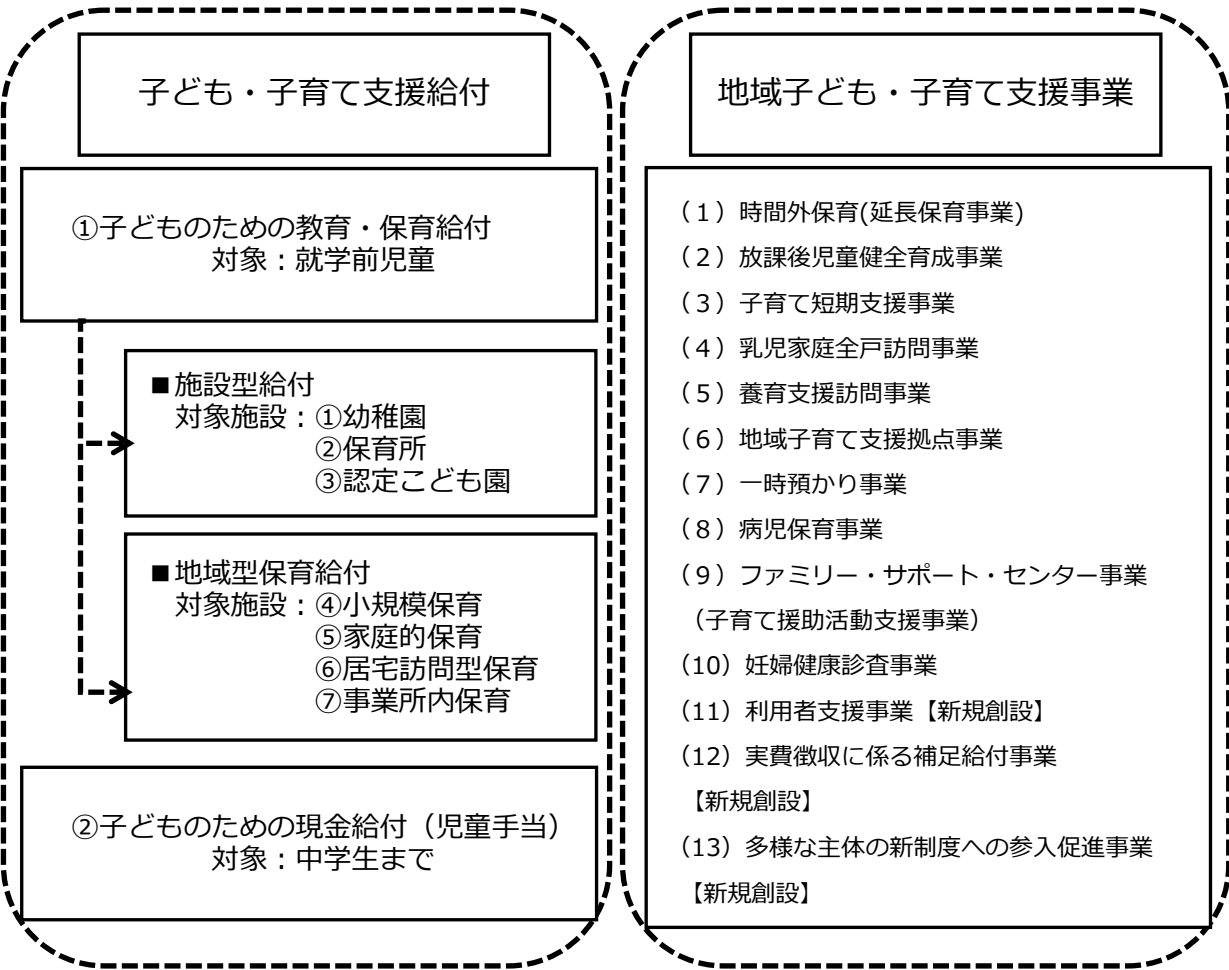
3歳未満の少人数の子どもを保育する次の4事業

- ・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

■地域の子ども・子育て支援の充実

- ・子育てに対する多様な支援の充実（利用者支援事業の創設、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなど既存の「地域子ども・子育て支援事業」の充実）

(4) 新制度における給付・事業の全体像



【用語の解説】

子ども・子育て支援給付

- ① 幼稚園 「対象年齢:3～5歳」
小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の基礎を行う学校
- ② 保育所 「対象年齢:0～5歳」
就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設
- ③ 認定こども園 「対象年齢0～5歳」
教育と保育を一体的に行う施設
- ④ 小規模保育 対象年齢:0～2歳
少人数(定員6～19人)を対象にした家庭的保育に近い雰囲気のもとでのきめ細かな保育

- ⑤ 家庭的保育
少人数(定員5人以下)を対象にした家庭的雰囲気のもとでのきめ細かな保育
- ⑥ 居宅訪問型保育
障がい・疾患などで、個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに保護者の自宅で1対1での保育
- ⑦ 事業所内保育
会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する

地域子ども・子育て支援事業

- ① 利用者支援事業
教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報集約と提供を行うと共に、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供、助言をし、関係機関との連絡調整等を行う事業
- ② 地域子育て支援拠点事業
乳児または幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所として、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
- ③ 妊婦健康診査
妊婦に対して妊娠初期から分娩までの間、必要に応じて健康診査を行う事業
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
- ⑤ 養育支援訪問事業
養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事など、養育能力を向上させるための支援を行う事業（相談支援、育児・家事援助など）
- ⑥ 子育て短期支援事業
保護者が疾病・疲労など身体上、精神上、環境上の理由により児童の養育が困難となった場合、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育、保護を行う事業（原則7日以内）
- ⑦ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者（おねがい会員）と、援助を行うことを希望する者（おたすけ会員）の相互援助活動に関する連絡、調整を実施する事業
- ⑧ 一時預かり事業
家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業

⑨ 時間外保育（延長保育事業）

保育所において、11時間の開所時間を超えて保育を行う事業

⑩ 病児保育事業

地域の児童が発熱などの急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業です。また、保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業

⑪ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

両親が共働きなどの事情により、昼間保護者が家庭にいない小学生児童に対し、放課後や長期休暇中、生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業

⑫ 実費徴収に係る補足給付事業【新規創設】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事参加に要する費用等を助成する事業

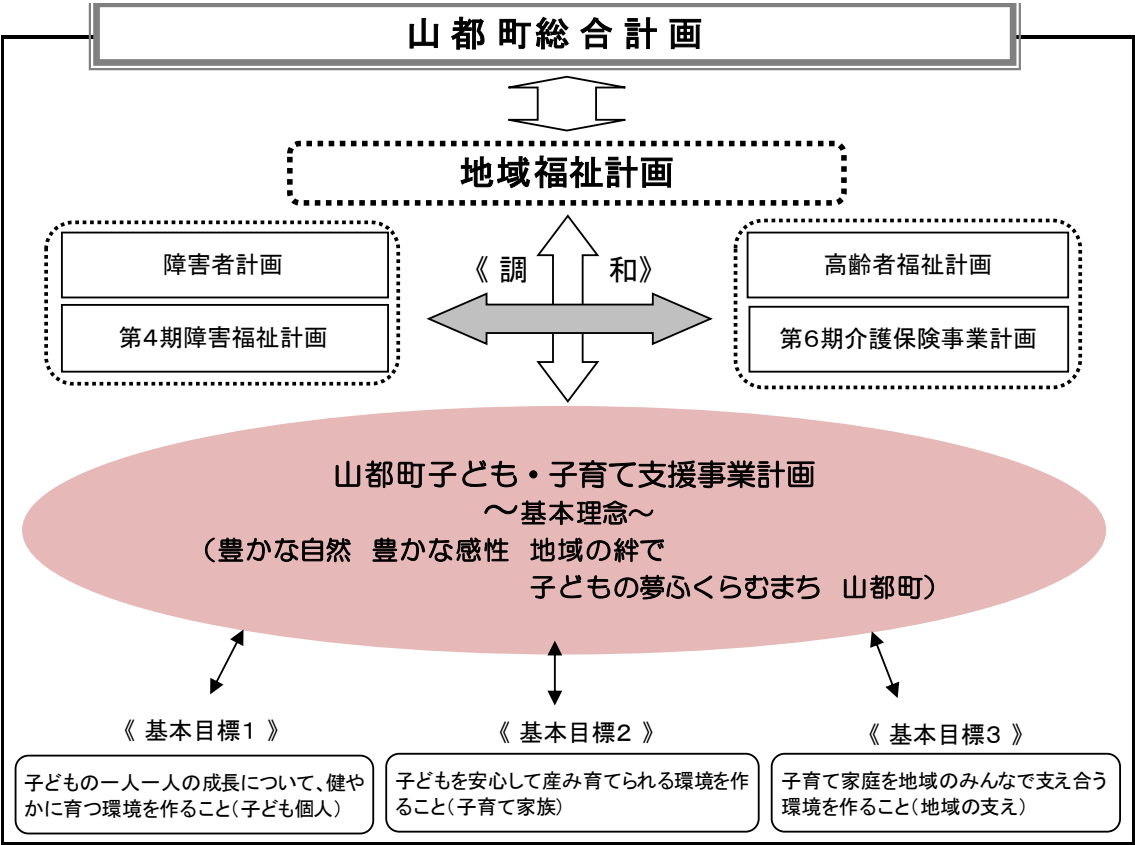
⑬ 多様な主体の新制度への参入促進事業【新規創設】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

4. 法令の根拠及び上位計画・関連計画との関係

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

さらに、これまで取組みを進めてきた『次世代育成支援行動計画』についても、この計画は、おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭を対象としています。次代の親づくりという視点から、一部の施策については、今後親になる若い世代も対象としています。計画の基本的な考え方等を継承し、子どもとその家庭にかかわる施策を体系化し、保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図るものです。



5. 事業計画の期間

この計画は、平成25年度中に取りまとめた本計画骨子を基に、平成26年度中に計画策定、平成27年度を初年度とし、平成31年度までの5年間を計画期間とします。

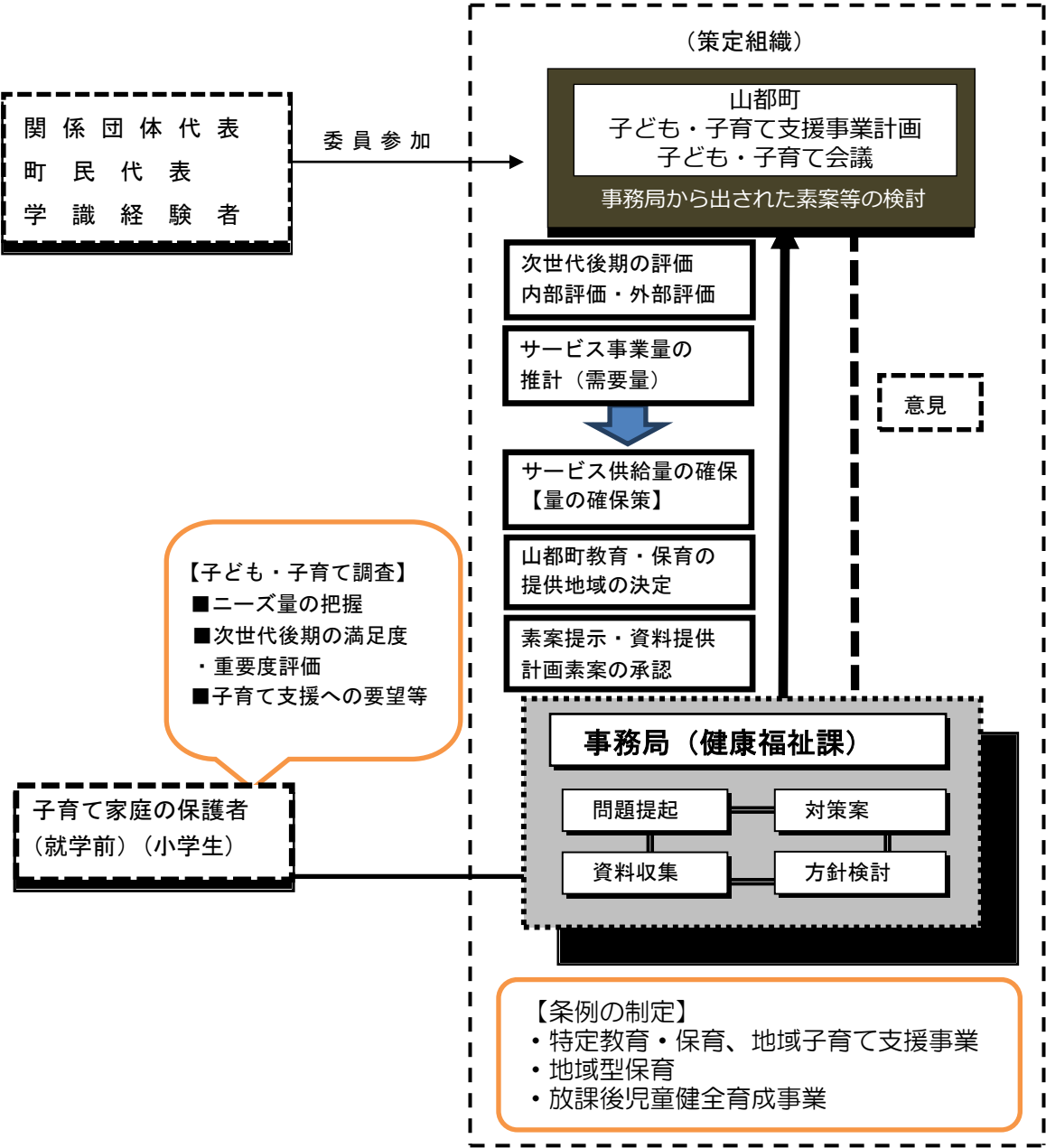
22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
				策定	山都町子ども・子育て支援事業計画				
山都町次世代育成支援行動計画					第2期 次世代育成支援行動計画				

6. 計画策定体制と経過

(1) 子ども・子育て会議の実施

この計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、本町における子ども・子育て支援施策を子どもと子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による住民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「山都町子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

■ 子ども・子育て支援事業計画策定等体制 ■



（２）住民ニーズ調査の実施

この計画を策定するに際して、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、0～5歳の就学前の児童の保護者434人、小学1～6年生の生徒の保護者433人を対象として、「子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査」を実施しました。



第 2 章

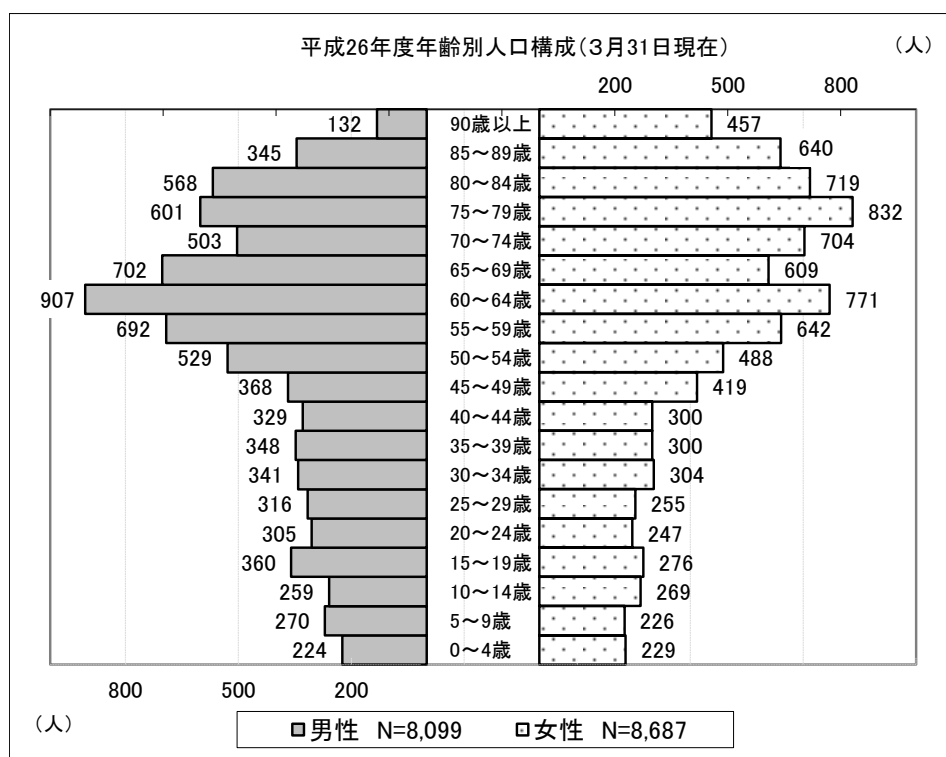
子どもや子育てを取り巻く環境 と地域資源

第2章 子どもや子育てを取り巻く環境と地域資源

1. 子育て環境の現状

(1) 平成26年 男女別・年齢階層別人口（人口ピラミッド）

本町の平成26年3月31日現在の男女別・年齢階層別人口は、下記のグラフのとおり、男性では60～64歳、女性では75～79歳が多くなっています。



(2) 人口・世帯の推移

本町の人口は、平成26年3月末日現在16,786人、世帯数6,701世帯と、減少傾向で推移しています。

人口数・世帯数の推移								(人)
区分	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
人口数	19,343	18,980	18,620	18,389	18,031	17,628	17,212	16,786
世帯数	6,779	6,784	6,784	6,807	6,783	6,765	6,741	6,701

※住民基本台帳 各年3月末日

(3) 年齢3区分別人口の推移

本町の年少人口（0～14歳）は、平成19年では1,931人が、平成26年では1,477人となり、年少人口も減少傾向となっています。

年齢3区分別人口の推移 (人)

区分	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
0～14歳	1,931	1,835	1,787	1,707	1,662	1,600	1,532	1,477
15～64歳	10,393	10,144	9,897	9,783	9,603	9,298	8,933	8,497
65歳以上	7,019	7,001	6,936	6,899	6,766	6,730	6,747	6,812

※住民基本台帳 各年3月末日

(4) 転出数・転入数の推移

本町における転出数・転入数の推移は平成19年から平成26年までの間で転出数が転入数を上回る状況で推移しています。

転出数・転入数の推移 (人)

区分	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
転出数	657	651	574	454	534	544	582	531
転入数	395	441	436	386	369	357	392	351

※住民基本台帳

(5) 男女別・20～30代未婚率の推移

本町における20代～30代の未婚率は、次のとおりです。

男女別未婚率 (%)

区分	男 性				女 性			
	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳
H7年	89.7	61.1	38.1	23.4	78.1	37.9	11.7	3.8
H12年	91.4	61.9	39.7	27.7	81.4	45.3	21.3	10.3
H17年	91.8	67.7	45.6	30.2	82.7	50.8	27.4	16.2
H22年	88.4	70.0	47.8	37.5	81.3	51.0	33.6	19.7

※国勢調査（各年10月1日現在）

(6) 出生数の推移

本町における出生数は、増減を繰り返しながら推移していますが、平成19年から比べると平成26年では83人となり、減少傾向にあります。

出生数の推移 (人)

区分	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
出生数	98	100	113	104	102	91	82	83

※住民基本台帳

(7) 女性の年齢階層別労働力人口

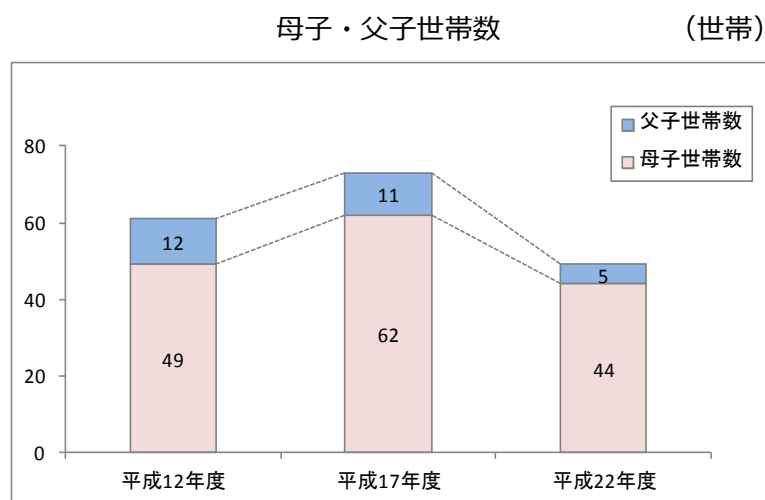
本町の女性の労働力人口は、平成17年度に比べ、平成22年度は全体数で減少しています。特に20歳代から50歳代前半の減少が大きく、50歳代後半からは若干増加しています。

女性の年齢階層別労働力人口 (人)

区分	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳
平成17年	35	199	250	245	308	466	523
平成22年	32	152	201	233	258	317	460
区分	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳
平成17年	666	552	429	449	305	187	64
平成22年	511	630	468	350	311	189	81

※国勢調査（各年10月1日現在）※前年度の集計

(8) ひとり親家庭の状況



※国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

(9) 就学援助の状況

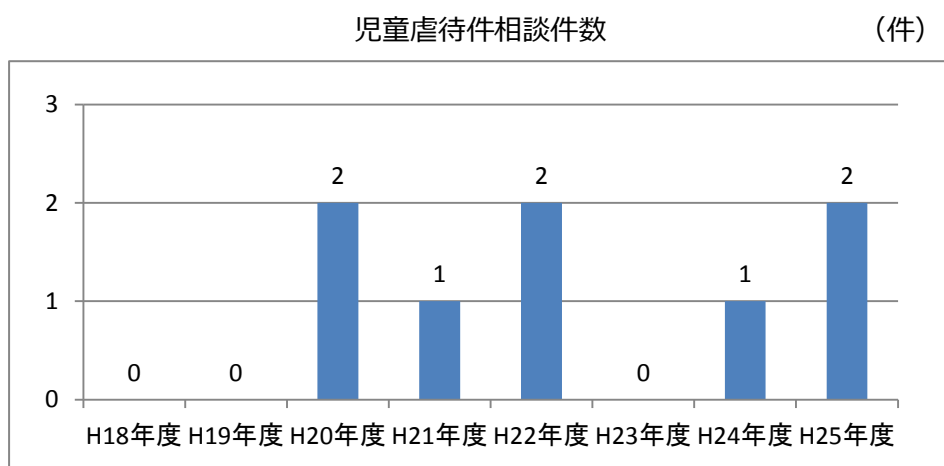
本町の平成 25 年度の就学援助は 94 人、認定率が 9.9%、支給額は 6,525,298 円となっています。人数、認定率、支給総額ともに増減を繰り返していますが、平成 25 度には減少しています。

就学援助の状況		(人、%、円)					
区分		H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
小学校	人数 (人)	88	91	92	68	61	54
	認定率 (%)	11.4	12.6	13.3	10.5	9.8	8.9
	支給総額 (円)	4,938,909	5,301,267	4,607,935	3,587,760	3,163,755	3,108,538
中学校	人数 (人)	56	50	73	50	50	40
	認定率 (%)	11.7	10.8	17.4	12.6	13.4	11.5
	支給総額 (円)	4,621,134	3,981,605	4,472,424	4,186,862	3,804,600	3,416,760
全体	人数 (人)	144	141	165	118	111	94
	認定率 (%)	11.5	11.9	14.9	11.3	11.1	9.9
	支給総額 (円)	9,560,043	9,282,872	9,080,359	7,774,622	6,968,355	6,525,298

※学校教育課

(10) 児童虐待相談件数

本町の平成25年度の児童虐待相談件数は、2件となっています。平成20年度から平成25年度まで、1件から2件の間で推移しています。



※健康福祉課

2. 子育て環境の状況

(1) 保育所別入所状況

平成26年4月1日現在の各保育所の入所状況は、下記のとおりとなっています。総定員は580人で入所児童数は418人となっています。

平成26年度の保育所入所状況 (人)

保育所	定員	入所児童数	保育所	定員	入所児童数
浜町保育園	45	15	二瀬本保育園	45	50
浜町第二保育園	45	24	御岳保育園	30	28
白糸保育園	30	15	明光保育園	50	62
金内保育園	45	24	さくらんぼ愛保育園	35	60
矢部同和保育園	45	40	浜町乳児保育園	30	24
大川保育園	45	51	御所へき地保育所	30	9
馬見原保育園	45	37	小峰へき地保育所	30	9
菅尾保育園	30	20	合 計	580	418

※平成26年4月1日現在

(2) 施設数および定員・入所(園)児童数の推移

施設数および定員・入所(園)児童数の推移 (か所、人)

区分			H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
0～5 歳児人口（人）			609	606	628	611	581	564
認可保育所	公立	施設数	9	9	9	9	9	9
		定員	435	435	435	435	435	435
		入所児童数	278	286	298	303	294	276
	民間	施設数	4	4	4	4	4	4
		定員	125	125	125	125	145	145
		入所児童数	140	158	170	170	168	174
認可外保育 へき地保育所		施設数	3	3	3	2	2	2
		定員	90	90	90	60	60	60
		入所児童数	31	28	27	25	24	18
認可外保育施 設事業所内		施設数	1	1	1	1	1	1
幼稚園私立		施設数	1（休園）	1（休園）	1（休園）	1（休園）	1（休園）	1（休園）

※入所児童数は各年度4月1日現在

(3) 地区別保育所児童数

地区別保育所児童数の推移						(人)
区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
浜町保育園	34	34	30	20	20	15
浜町第二保育園	22	32	38	30	29	24
白糸保育園	17	14	15	18	18	15
金内保育園	33	29	30	31	32	24
矢部同和保育園	39	39	35	44	42	40
大川保育園	41	42	51	53	49	51
馬見原保育園	32	32	38	35	32	37
菅尾保育園	20	15	17	19	20	20
二瀬本保育園	40	49	44	53	52	50
御岳保育園	35	33	34	36	33	28
明光保育園	47	61	70	65	60	62
さくらんぼ愛保育園	23	28	36	39	51	60
浜町乳児保育園	35	36	30	30	24	24
御所へき地保育所	13	9	13	11	9	9
小峰へき地保育所	10	12	10	14	15	9
島木へき地保育所	8	7	4	—	—	—
合 計	449	472	495	498	486	468

※入所児童数は各年度4月1日現在

(4) 認可保育所の入所状況(年齢別)

		認可保育所の入所状況 (年齢別)(人、%)				
区分		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
0 歳児	児童総数	104	105	89	83	81
	入所児童数	23	21	35	24	15
	入所率	23.0	20.0	39.3	28.9	18.5
1 歳児	児童総数	115	101	101	82	88
	入所児童数	62	72	66	70	65
	入所率	53.9	71.3	65.3	85.4	73.9
2 歳児	児童総数	102	117	98	101	82
	入所児童数	72	79	88	80	78
	入所率	70.6	67.5	89.8	79.2	95.1
3 歳児	児童総数	100	106	117	102	98
	入所児童数	78	84	92	100	92
	入所率	78.0	79.2	78.6	98.0	93.9
4 歳児	児童総数	92	103	105	112	104
	入所児童数	81	86	90	97	104
	入所率	84.4	83.5	85.7	86.6	100.0
5 歳児	児童総数	93	96	101	101	111
	入所児童数	85	84	87	90	92
	入所率	91.4	87.5	86.1	89.1	82.9
合計	児童総数	606	628	611	581	564
	入所児童数	401	426	458	461	446
	入所率	66.2	67.8	75.0	79.3	79.1

※入所児童数は各年度4月1日現在

(5) 特別保育等の実施状況

特別保育等の実施状況		(か所)				
区分		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
延長保育	実施か所数	13	13	13	13	13
乳児保育	実施か所数	13	13	13	13	13
一時保育	実施か所数	9	9	9	9	9
特定保育	実施か所数	-	-	-	-	-
休日保育	実施か所数	-	-	-	-	-
病児・病後児保育	実施か所数	-	-	-	-	-
夜間保育	実施か所数	-	-	-	-	-
心身障がい児保育	実施か所数	-	-	-	-	-

※各年度4月1日現在、健康福祉課

(6) 認可外保育施設の入所児童数

認可外保育施設の入所児童数					
区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
事業所内	15	14	12	8	5
その他	—	—	—	—	—
合計	15	14	12	8	5

※各年度4月1日現在、健康福祉課

(7) ファミリー・サポート・センターの状況

ファミリー・サポート・センターの状況					
区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
依頼会員	1	3	5	6	4
提供会員	15	17	18	20	19
両方会員	8	8	8	7	6
活動件数	0	1	0	2	9

※各年度4月1日現在、健康福祉課

(8) 母子健康手帳交付数(人)

本町の母子健康手帳の交付数は、平成24年度にかけて増加しましたが、平成25年度には減少しています。

母子健康手帳交付数 (人)

区分	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
母子健康手帳交付数	91	94	104	75

※健康福祉課

(9) 乳幼児健康診査実施状況

本町の乳幼児健康診査の実施状況は下記のとおりとなっています。受診率は増減を繰り返しながら推移していますが、平成25年度では全ての健診で9割を超えています。

乳幼児健康診査実施状況 (人、%)

区分			H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
1 歳 6 か 月 児 健康診査	受診状況	対象者	109	108	111	110	81
		受診者	105	96	101	102	79
		受診率	96.3	88.9	90.9	92.7	97.5
むし歯有病者率			4.9	4.2	5.0	2.9	3.6
2 歳 児 健康診査	受診状況	対象者	100	113	117	114	93
		受診者	91	98	106	101	88
		受診率	91.0	86.7	90.6	88.6	94.6
むし歯有病者率			17.6	12.2	9.6	14.9	11.8
3 歳 児 健康診査	受診状況	対象者	87	105	111	118	96
		受診者	83	102	104	106	89
		受診率	95.4	97.1	93.7	89.8	92.7
むし歯有病者率			33.3	34.3	38.1	26.4	33.3

※健康福祉課

(10) 放課後児童クラブの児童数の推移

放課後児童クラブの児童数(1～6年)の推移 (人)

区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
御岳小学校放課後児童クラブ (御岳小学校)	19	19	15	10	17	10
どんぐり楽校 (潤徳小学校)	-	18	19	20	19	14
中島小学校放課後児童クラブ (中島小学校)	26	29	24	15	17	25
矢部小学校放課後児童クラブ (矢部小学校)	26	26	28	28	30	30
清和児童育成クラブ (清和小学校)	27	31	32	36	38	44
蘇陽小学校学童保育キッズクラブ (蘇陽小学校)	11	13	13	11	12	18
放課後児童クラブ そよかぜ会 (馬見原小学校)	10	15	17	16	18	18

※各年度4月1日現在、健康福祉課

(11) 児童館の総利用者数

児童館の総利用者数 (人)

区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
山都町中尾児童館	9,322	10,893	10,432	12,537	11,009

※各年度4月1日現在、隣保館

(12) 地域活動の状況

地域活動の状況 (団体、人)

区分		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
子ども会	団体数	3	3	3	3	3
	会員数	-	-	-	40	40
スポーツ少年団	団体数	2	1	2	1	1
	会員数	26	25	36	13	13

※子ども会は各年度末現在、生涯学習課

第 3 章

基本理念

第3章 基本理念

1. 基本理念

本町では、すべての子どもたちが、豊かな自然と地域のふれあいの中で、子育て、親育ちを享受できる社会を目指し、下記のように基本理念を定めました。

【基本理念】

『豊かな自然 豊かな感性 地域の絆で
子どもの夢ふくらむまち山都町』



2. 基本的視点

基本的視点1. 子どもの育ち・子育てをめぐる環境の視点

近年核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。また、現在の親世代の兄弟姉妹の数の減少により、自身の子どもができるまで赤ちゃんに触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えています。このように子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しています。また、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続けているとともに、非正規雇用割合も高まっています。子育てに専念して退職する者がいる一方、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからずいることなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にあります。

このような子どもの育ちや子育てをめぐる環境に鑑みれば、子どもが安心して育まれ、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、父母その他の保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、地域や行政をはじめ、地域全体で支援していくことが重要です。こうした取組みを通じて全ての子どもの健やかな育ちを実現します。

基本的視点2．子どもの育ちに関する視点

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。

乳児期（おおむね満1歳まで）は、一般に、身近にいる特定の大人との愛着形成により、情緒的な安定が図られるとともに、身体面の著しい発育・発達が見られる重要な時期です。子どもが示す様々な行動や欲求に、身近な大人が応答的かつ積極的に関わることにより子どもの中に人に対する基本的信頼感が芽生え、情緒の安定が図られます。

幼児期（乳児期を除く小学校就学の始期に達するまでの時期）のうち、おおむね満3歳までの時期は、一般に基本的な身体機能や運動機能が発達し、様々な動きを十分楽しみながら、人や物との関わりを広げ、行動範囲を拡大させていく時期です。自分のことを信じ、見守ってくれる大人の存在により、子どもは時間をかけて自分の感情を鎮め、気持ちを立て直すようになります。安心感や安定感を得ることによって、自発的に活動するようになり、こうした自発的な活動が主体的に生きていく基盤となります。

幼児期のうち、おおむね3歳以上の時期は、一般に遊びを中心とした生活の中で、特に身体感覚を伴う多様な活動を経験することにより、豊かな感性とともに好奇心、探究心、思考力が養われ、それがその後の生活や学びの基礎になる時期となります。ものや人との関わりにおける自己表出を通して、幼児の育ちにとって最も重要な自我や主体性が芽生えるとともに、人間関係の面でも日々急速に成長する時期です。

小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期です。遊戯やレクリエーションを含む学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要です。

以上のように乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境づくりを図ります。

基本的視点3．子育てに関する理念と子ども・子育て支援の視点

関係法律に明記されているとおり「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育て支援は進められる必要があります。子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動し、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みといえます。

子ども子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて保護者が子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を行っていくことといえます。各々の子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ります。

基本的視点4．社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割の視点

社会のあらゆる分野における全ての構成員が、父母その他の保護者が子育てについて責任を有していることを前提としつつ、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要です。

事業主においては、子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、労働者の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備が求められます。

子育てにおいては、地域の中で保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、連携し、地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要であり、PTA活動や保護者会活動を始め、家庭、地域、施設等子どもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティの中で子どもを育むことが重要です。

地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、そして未来の社会をつくり、担う存在である全ての子どもが大事にされ、健

やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される環境づくりを行います。

3. 基本目標

1. 【子ども個人への支援】

子どもの一人一人の成長について、健やかに育つ環境の整備

2. 【子育て家族への支援】

子どもを安心して産み育てられる環境の整備

3. 【地域で支えあう環境支援】

子育て家庭を地域のみんなで支え合う環境の整備

4. 重点施策

1. 【子ども個人への支援】

- (1) 地域における子育ての支援
- (2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

2. 【子育て家族への支援】

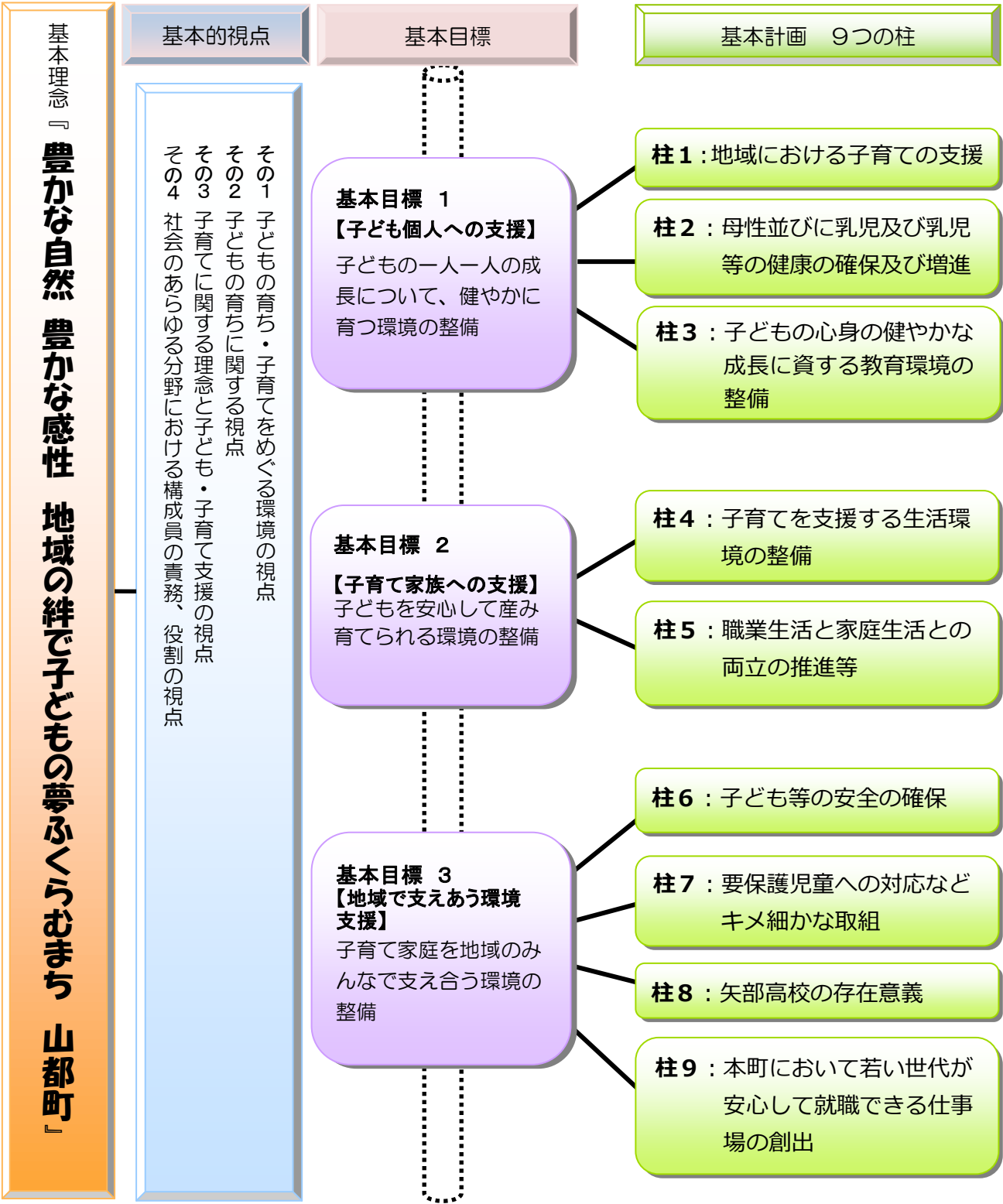
- (1) 子育てを支援する生活環境の整備
- (2) 職業生活と家庭生活との両立の推進等

3. 【地域で支えあう環境支援】

- (1) 子ども等の安全の確保
- (2) 要保護児童への対応などキメ細かな取組みの推進
- (3) 矢部高校の存在意義
- (4) 本町において若い世代が安心して就職できる仕事場の創出

5. 施策の体系

基本理念に基づく施策について、以下のとおり9つの柱からなる体系に整理します。



第 4 章

主要事業の「量の見込み」と 確保方策

第4章 主要事業の「量の見込み」と確保方策

1. 児童人口推計

平成21年度～平成25年度の各4月1日の住民基本台帳による人口実績を基に、
※コーホート変化率法により児童の人口推計を行いました。

年齢	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
0 歳	75	71	66	60	55
1 歳	86	80	76	71	65
2 歳	88	86	80	76	71
3 歳	79	85	83	77	73
4 歳	100	81	87	85	79
5 歳	103	99	80	86	84
0 歳～5 歳 合計	531	502	472	455	427
6 歳	105	98	94	76	82
7 歳	97	105	98	94	76
8 歳	103	95	103	96	92
9 歳	94	103	95	103	96
10 歳	90	93	102	94	102
11 歳	97	90	93	102	94
6 歳～11 歳 合計	586	584	585	565	542
0 歳～11 歳 合計	1,117	1,086	1,057	1,020	969

出展：平成21年～平成25年の各4月1日現在の住民基本台帳による実績人口による推計

※コーホート変化率：近い将来に特殊な人口変動がないと想定し、過去5年間の実績人口による「変化率」から推計する手法

2. 教育・保育提供区域の設定

国の基本方針における区域設定の考え方を念頭におき、歴史的背景（市町村合併）、地理的条件、交通事情（公共交通網が発達しているとは言えないため、車での移動を想定）、既存の施設配置等の状況から、『行政区』による以下の1区域とし検討を進め、事業の供給量確保等については、施設整備等について柔軟な対応ができることから、町全域を1区域として推進します。

山都町全域（1提供区域）

3. 今後5か年の主要事業の「量の見込み」と確保方策

（1）算出方法と家庭類型

ニーズ量の見込みの具体的算出方法は、平成26年1月に本町で実施した調査票の設問項目から、「潜在ニーズを含めてニーズ量の見込みを把握し、それに対応する確保方策を定める」という制度の基本的考え方を踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画におけるニーズ量の見込みの標準的な算出方法（国の手引き）により算出しています。また、家庭類型はニーズ調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から「家庭類型」を求め、タイプAからタイプFの8種類の家庭類型の分類を行いました。

《家庭類型の種類》

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム (就労時間: 月120時間以上+下限時間～120時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間: 月下限時間未満+下限時間～120時間の一部)
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間: 双方が月120時間以上+下限時間～120時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間: いずれかが月下限時間未満+下限時間～120時間の一部)
タイプF	無職×無職

* 保育の必要性の下限時間 48 時間とする。

《家庭類型と関連する事業の分類》

家庭類型	家庭類型に関連する事業の分類
■ タイプ C':フルタイム×パートタイム (月下限時間未満+月下限時間～120 時間の一部) ■ タイプ D:専業主婦(夫) ■ タイプ E':パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間未満+月下限時間～120 時間の一部) ■ タイプ F:無業×無業	1号認定 1 教育標準時間認定 (認定こども園及び幼稚園) <専業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭>
■ タイプ A:ひとり親家庭 ■ タイプ B:フルタイム×フルタイム ■ タイプ C:フルタイム×パートタイム (月 120 時間以上+月下限時間～120 時間の一部) ■ タイプ E:パートタイム×パートタイム (双方が月 120 時間以上+月下限時間～120 時間の一部) ※ただし現在幼稚園利用 	2号認定 2 保育認定② (認定こども園及び保育所) 3 保育認定①(幼稚園) (共働き家庭幼稚園利用のみ)
	3号認定 4 保育認定③ (認定こども園及び保育所+地域型保育)

4. 幼児期の学校教育・保育、こども・子育てに係る需給見込み

各年度における教育・保育を提供する量の見込を設定し、(必要利用定員総数)、及び提供体制確保の内容等は以下のとおりです。

【1号・2号認定】

区分	1号認定			2号認定				
	量の見込み (需要量)①	確保方策 (供給量)②	①－②	量の見込み(需要量)③			確保方策 (供給量)④	③－④
				(A+B)	教育ニーズ A	保育ニーズ B		
H27年度	16	16	0	243	0	243	248	-5
H28年度	16	16	0	228	0	228	233	-5
H29年度	15	15	0	215	0	215	220	-5
H30年度	15	15	0	214	0	214	219	-5
H31年度	14	14	0	203	0	203	208	-5

【3号認定】

区分	3号認定(0歳児)			3号認定(1-2歳児)		
	量の見込み (需要量)⑤	確保方策 (供給量)⑥	⑤-⑥	量の見込み (需要量)⑦	確保方策 (供給量)⑧	⑦-⑧
H27年度	53	54	-1	140	144	-4
H28年度	50	52	-2	134	137	-3
H29年度	46	48	-2	126	129	-3
H30年度	42	44	-2	119	122	-3
H31年度	39	41	-2	110	113	-3

【確保方策の内容】

- 2号認定の保育ニーズBは、平成27年度以降、公立保育園及び私立保育園にて全て充足される。
- 2号認定の教育ニーズAは、本町には幼稚園がなく1号認定の需要はない。しかし、ニーズ調査の結果から、2号認定の教育ニーズAの子どもの需要量が、平成27年度において16人潜在的ニーズが推計された。また、平成25年度に1名、他町の幼稚園に通っている実績がある。本町では、平成26年度時点での意向調査結果から、平成27年度の認定こども園への移行がないこと、更に、1号認定での委託・受託は広域で認められることから、保護者の利用希望を考慮し、2号認定教育ニーズAを1号認定とすることを検討し、量を確保する。
- 3号認定も2号認定と同様に、現状及び実績等を勘案し、平成27年度以降、公立保育園及び私立保育園にて供給を確保する。

子ども・子育て支援新制度施行に伴う特定教育・保育施設利用定員協議一覧

No.	施 設	現在の 認可定員	新制度施行時の利用定員													合計
	施設名		1 号				2 号				3 号					
			5 歳	4 歳	3 歳	計	5 歳	4 歳	3 歳	計	2 歳	1 歳	0 歳	計		
1	馬見原保育園	45	0	0	0	0	9	9	7	25	7	7	6	20	45	
2	二瀬本保育園	45	0	0	0	0	9	9	7	25	7	7	6	20	45	
3	菅尾保育園	30	0	0	0	0	6	6	5	17	5	5	3	13	30	
4	浜町保育園	45	0	0	0	0	9	9	7	25	7	7	6	20	45	
5	浜町第二保育園	45	0	0	0	0	9	9	7	25	7	7	6	20	45	
6	白糸保育園	30	0	0	0	0	6	6	5	17	5	5	3	13	30	
7	金内保育園	45	0	0	0	0	9	9	7	25	7	7	6	20	45	
8	矢部同和保育園	45	0	0	0	0	9	9	7	25	7	7	6	20	45	
9	大川保育園	45	0	0	0	0	9	9	7	25	7	7	6	20	45	
10	御岳保育園	30	0	0	0	0	6	6	5	17	5	5	3	13	30	
11	明光保育園	50	0	0	0	0	10	10	8	28	8	8	6	22	50	
12	さくらんぼ愛園	35	0	0	0	0	7	7	5	19	6	6	4	16	35	
13	浜町乳児保育園	30	0	0	0	0	0	0	0	0	10	10	10	30	30	
14	御所へき地保育所	30	0	0	0	0	8	8	7	23	7	0	0	7	30	
15	小峰へき地保育所	30	0	0	0	0	8	8	7	23	7	0	0	7	30	
合 計		580	0	0	0	0	114	114	91	319	102	88	71	261	580	

【利用定員から見た確保方策の内容】

- 1号認定における利用定員は、本町に幼稚園がなく、他の自治体との委託にて推進する。
- 2号認定における利用定員は、全体で計319人となっている。利用の見込み数(需要量)から勘案して十分に対応できる。
- 3号認定における0歳児の利用定員は、全体で71人となっており、利用の見込み数(需要量)から勘案して十分に対応できる。
- 3号認定における1歳～2歳児の利用定員は、全体で190人となっており、利用の見込み数(需要量)から勘案して十分に対応できる。

【二一ズ調査による量の見込み及び利用定員から見た確保方策の結論】

- 本町では、1号・2号・3号すべてにおいて、不足するサービスはない。

5. 子ども・子育て支援事業計画における支援事業の需給目標

各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは以下のとおりです。

(1) 時間外保育事業(延長保育事業)

【事業概要】

特定教育・保育施設または、特定地域型保育事業の延長保育に係る利用料について、その全部又は一部を助成することにより、必要な保育を確保する事業で、保育所においては、11時間の開所時間を超えて保育を行う事業です。

《基本情報》

提供区域	全域	
対象となる潜在家庭類型	タイプA	ひとり親(母子または父子家庭)
	タイプB	フルタイム×フルタイム(共働き家庭)
	タイプC	フルタイム×パートタイム(月120時間以上+月下限時間～120時間の一部)
	タイプE	パートタイム×パートタイム(双方が月120時間以上+月下限時間～120時間の一部)
対象児童年齢	0～5歳	

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み【人】	69	65	61	59	55
確保方策【人】	69	65	61	59	55
確保方策【個所】	8	7	7	7	7

(年間の実人数)

○ 平成 27 年度以降の量の見込みは、ニーズ調査に基づく推計値。

【確保方策の内容】

○ 保護者の就労時間の長時間化や通勤範囲の広がりにより、通勤時間も長くなっていることから、各保育園での時間外保育の利用が見られます。平成 25 年度は、8 保育園での実施数は 41 人となっています。平成 27 年度以降も対応可能な保育園、及び対応人数は確保できる見込みです。現行の延長保育促進事業を基本として検討を行い、さらなる事業の充実を図ります。

【課題】

○ 11 時間を超える延長保育実施保育園

大川保育園・馬見原保育園・二瀬本保育園・菅尾保育園・御岳保育園・明光保育園・さくらんぼ愛園・浜町乳児保育園の今後の対応

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

両親が共働きなどの事情により、昼間保護者が家庭にいない小学生児童に対し、放課後や長期休暇中、生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

《基本情報》

提供区域	全域	
対象となる潜在家庭類型	タイプA	ひとり親(母子または父子家庭)
	タイプB	フルタイム×フルタイム(共働き家庭)
	タイプC	フルタイム×パートタイム(月120時間以上+月下限時間～120時間の一部)
	タイプE	パートタイム×パートタイム(双方が月120時間以上+月下限時間～120時間の一部)
対象児童年齢	1～3年生(低学年)・4～6年生(高学年)	

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（低学年）

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み【人】低学年	156	152	151	136	128
確保方策【人】低学年	156	152	151	136	128
確保方策（実施箇所数）	7	7	7	7	7

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（高学年）

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み【人】高学年	71	73	74	76	74
確保方策【人】高学年	71	73	74	76	74
確保方策（実施箇所数）	7	7	7	7	7

【確保方策の内容】

- 現在、各小学校区に一つずつ設置し、小学校6年生まで利用が可能な状況になっています。また、施設は、小学校の空き教室、学校敷地内にプレハブ設置、公有財産の活用など、積極的な利用を促進しています。
- 平成25年度利用実績では、低学年97人、高学年54人で、実施箇所数が7箇所、低学年、高学年、共に量は確保できています。
- 学童保育の需要に対しては、安心して過ごせる環境体制が必要なことから、今後のニーズや相談状況等を見ながら充実強化を図ることや、従事者(支援員)の人材確保などを推進します。
- 実施箇所・・・矢部小学校放課後児童クラブ矢部っ子児童クラブ(矢部小)・御岳小学校放課児童クラブ(御岳小)・中島小学校放課後児童クラブさらぎっ子(中島小学校)・どんぐり楽校(潤徳小学校)・蘇陽小学校放課後児童クラブキッズクラブ(蘇陽小学校)・放課後児童クラブそよかぜ会(蘇陽南小学校)・清和児童育成クラブ(清和小学校)

(3) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

【事業概要】

保護者が疾病・疲労など身体上、精神上、環境上の理由により児童の養育が困難となった場合、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育、保護を行う事業（原則7日以内）です。

《基本情報》

提供区域	全域
対象となる潜在家庭類型	すべての家庭類型
対象児童年齢	0歳～5歳以下(就学前家庭)

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み 【人日】	56	56	56	56	56
子育て短期支援事業 (ショートステイ) 【人日】	35	35	35	35	35
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ) 【人日】	21	21	21	21	21

(年間の延べ人数)

- 平成 27 年度以降の量の見込みは、ニーズ調査に基づく推計値。

【確保方策の内容】

- 本町には児童養護施設がないため、該当者が出た場合は、児童養護施設との協議及び委託契約により、必要時に対応できるように、供給量を確保していきます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み【人】	75	71	66	60	55
確保方策（実施箇所数及び対応数）	75	71	66	60	55

(年間の実人数)

- 平成 27 年度以降の量の見込みは、ニーズ調査によらず推計。

【確保方策の内容】

- 出生0歳児を対象に、平成25年度時点ではほぼすべての母子に面会、相談等ができています。平成27年度以降若干の出生数減少が推計されますが、100%の全戸訪問を目標に、町内の各地域の訪問に対応できるよう、赤ちゃん訪問員数を確保していき、専門職と協力しながら対応します。

（５）養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事など、養育能力を向上させるための支援を行う事業です。（相談支援、育児・家事援助など）

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み【人】	1	1	1	1	1
確保方策（実施箇所数及び対応数）	1	1	1	1	1

（年間の実人数）

- 平成27年度以降の量の見込みは、ニーズ調査によらず推計。

【確保方策の内容】

- 平成25年度の実績では1人です。今後も、子どもの成長段階でのフォローや保護者の不安など、養育上、継続的な支援が必要な人に対して、適切な支援を行うために専門職員の配置を行い、必要な家庭に訪問・支援を行っていきます。

(6) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳児または幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所として、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

《基本情報》

提供区域	全域				
対象となる潜在家庭類型	すべての家庭類型				
対象児童年齢	0歳～2歳				
区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み【人回】	219	208	195	182	168
確保方策【箇所】	2	2	2	2	2

(月間の延人数)

- 平成 27 年度以降の量の見込みは、ニーズ調査に基づく推計値。

【確保方策の内容】

- 町内 2 か所の施設において実施しています。平成 27 年度の量の見込みは 219 人/回です。平成 25 年度の実績は、236 人/回であり、充足されています。今後は、子育てについての相談支援や情報の提供などの重要な位置付けであることから、利用促進のため、事業内容の周知、事業内容など、検討が必要です。

【実施箇所】・・・子育て支援センター・つどいの広場

(7) 一時預かり事業

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児・幼児について、主として昼間に幼稚園において在園児を対象として、一時的に預かる事業です。

《基本情報》

1号認定

提供区域	全域	
対象となる潜在家庭類型	タイプC`	フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)
	タイプD	専業主婦(夫)
	タイプE`	パートタイム×パートタイム(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)
	タイプF	無業×無業
対象児童年齢	3～5歳以下	

2号認定

提供区域	全域	
対象となる潜在家庭類型	タイプA	ひとり親(母子または父子家庭)
	タイプB	フルタイム×フルタイム(共働き家庭)
	タイプC	フルタイム×パートタイム(月120時間以上+月下限時間～120時間の一部)
	タイプE	パートタイム×パートタイム(双方が月120時間以上+月下限時間～120時間の一部)
対象児童年齢	3～5歳以下	

区分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の 見込み	① 1号認定による利用【人日】	0	0	0	0	0
	② 2号認定による利用【人日】	900	900	900	900	900
確保 方策	一時預かり事業 1号認定による 利用(在園児対応対象型)【人日】	0	0	0	0	0
	2号認定による利用【人日】	900	900	900	900	900

(年間の延べ人数)

【確保方策の内容】

- 現在、本町では幼稚園はありませんが、1号認定については隣接町との広域調整の中で検討し、「量の見込み」は0となっており、「確保方策」も0としています。発生時は、適宜、適切に対応してきます。2号認定については、3人×25日×12ヶ月＝900人

(8) 病児保育事業

【事業概要】

地域の児童が発熱などの急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業です。また、保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

《基本情報》

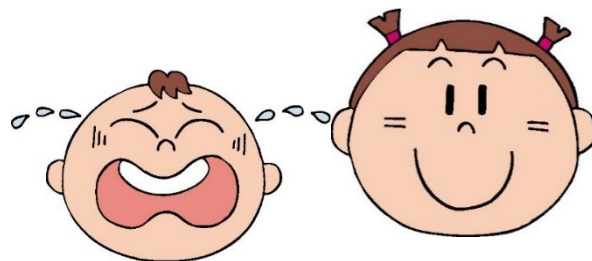
提供区域		
対象となる潜在家庭類型	タイプA	ひとり親(母子または父子家庭)
	タイプB	フルタイム×フルタイム(共働き家庭)
	タイプC	フルタイム×パートタイム(月120時間以上+月下限時間～120時間の一部)
	タイプE	パートタイム×パートタイム(双方が月120時間以上+月下限時間～120時間の一部)
対象児童年齢	0～5歳以下	

区分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み【人日】		308	291	274	264	248
確保 方策	病児保育事業【人日】	0	111	94	84	68
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業) 【人日】	0	180	180	180	180

(年間の延べ人数)

【確保方策の内容】

- 本町では実績がなく、保育所で当該事業の実施案がでているものの、現実的には、保育所や病院での実施は難しい状況があります。今回のニーズ調査を基にした事業量推計での量の見込みでは、平成 27 年度推計では 1 日当たり 1.2 人となっていますが、調査結果からは母親が休んだが 83.8%、親族・友人・知人に看てもらったが、52.2% となっています。今後、公立保育や子育て支援センター、子育て援助活動支援事業等の協議・検討を加えながら、供給量を確保するための検討をしていきます。



(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポートセンター事業）（就学後）

【事業概要】

児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者（おねがい会員）と、援助を行うことを希望する者（おたすけ会員）の相互援助活動に関する連絡、調整を実施する事業です。（相互援助活動の例：子どもの預かり、送迎など）また、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどを行います。

《基本情報》

提供区域	
対象となる潜在家庭類型	すべての家庭類型
対象児童年齢	低学年(6歳～8歳)・高学年(9歳～11歳)

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み【人日】	10	10	10	10	10
確保方策 子育て援助活動支援事業(就学後) 【人日】	10	10	10	10	10

(年間の延べ人数)

【確保方策の内容】

- 本町の平成 26 年 4 月 1 日現在、当該事業の利用会員は 5 名、協力会員 9 名、両方会員 5 名 が登録しています。今後、供給量を確保するための検討をしますが、利用の意味や利用の価値など、十分に周知していくことで援助会員の増加に繋がるよう図っていきます。

(10) 妊婦健康診査事業**【事業概要】**

妊産婦に対して妊娠初期から分娩までの間、定期的に健康診査を行う事業です。

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み【人】	85	81	76	70	65
確保方策(実施箇所数及び対応数)	85	81	76	70	65

(年間の実人数)

- 平成 27 年度以降の量の見込みは、ニーズ調査によらず推計。

【確保方策の内容】

- 妊娠届時に、母子健康手帳及び妊婦一般健康診査助成券を発行し、妊娠・分娩での間、定期的に健康診査を医療機関等で受診することで、母胎の健康管理を行うように助言します。平成 25 年度は 83 人です。平成 27 年度以降も充足されると考えます。

(11) 利用者支援事業（新規）

【事業概要】

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報集約と提供を行うと共に、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供、助言をし、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み【箇所】	0	0	0	0	0
確保方策（箇所）	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

- 地域子育て支援拠点事業で実施される地域機能強化型にて事業推進していくか、または、町の窓口等での支援を行う保育コンシェルジュ事業形式をとるか、新規事業のため、今後方向性を検討します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保方策の内容】

- 新規事業のため、方向性を検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）

【事業概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【確保方策の内容】

- 新規事業のため、方向性を検討します。

第 5 章

次世代育成支援行動計画

評価と課題

第5章 次世代育成支援行動計画 評価と課題

1. 子育て支援の課題と推進

平成22年度から平成26年度までの「次世代育成支援地域行動計画」の各施策についての進捗状況を分析し、事業評価を行いました。今後の取組みについては、子ども・子育て支援事業計画に継承するとともに、事業の推進を図っていきます。

2. 事業評価

厚生労働省は、「子ども・子育てに関する計画の推進状況を点検・評価するため、個別事業に加え、個別事業を束ねた施策レベル、計画全体の評価も実施することが望ましい」と述べています。これは、利用者の視点に立った指標を設定し、点検・評価を行い、施策の改善に繋いでいくことをめざし、これまでのPDCAサイクルの実効性をさらに高めることを目的としているためです。

本町では、行政関係部署による個別事業の成果確認を実施し、住民調査による定量的な利用状況のみでは把握しきれない側面（利用満足度や重要度）の把握に努め、定量、定性両面からの分析を試み、総合評価として、個別事業を束ねた施策レベル、さらに計画全体の評価を実施し、これらの導き出された利用の状況を分析・評価し、その結果を、利用者の拡大策の推進に向けた検討や今後の事業の方向性の再検討等に活用します。

【内部評価の進行管理調査項目】

1. 推進度 A判定：十分に推進されている B判定：概ね推進されている
C判定：あまり推進されていない D判定：推進されていない
E判定：完了・中止・廃止
2. 達成度 A判定：十分に達成されている B判定：概ね達成されている
C判定：あまり達成されていない
D判定：推進もしくは実施されているが、現在達成されていない
E判定：完了・中止・廃止
3. 利用度 A判定：十分に利用状況が把握、正確にその内容が確認されている。
B判定：概ね利用状況の把握ができているが、内容は整理されていない。
C判定：あまり利用状況の把握はされていない。
D判定：利用状況の把握ができない。又は利用されるが把握していない。
E判定：完了・中止・廃止

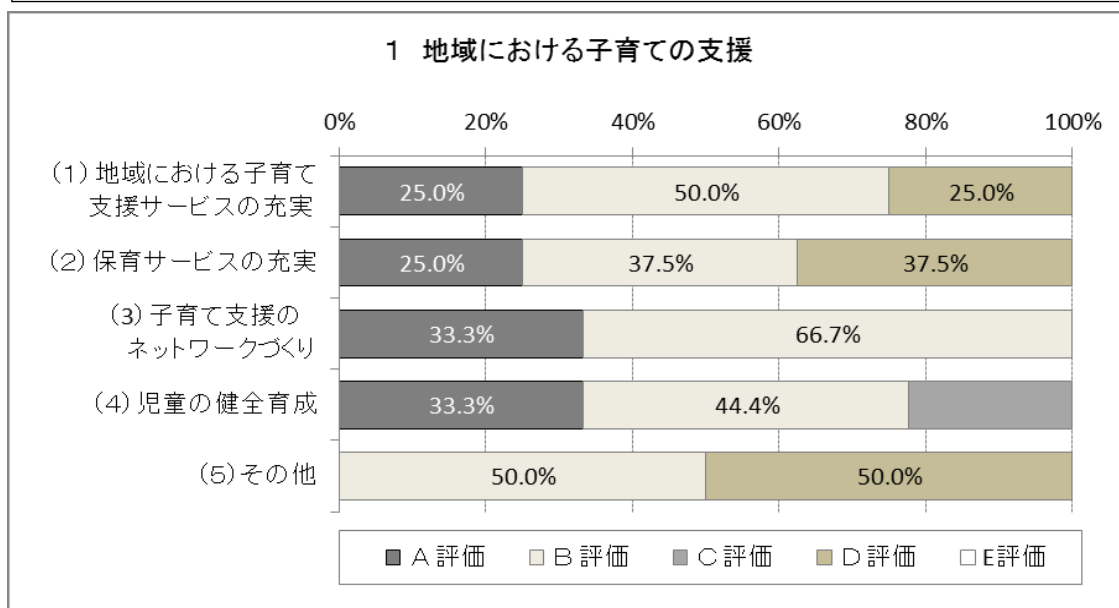
【事業推進過程評価基準】

1. A評価：「推進」「達成」「利用」がすべてA判定である。または完了している。
2. B評価：「推進」「達成」「利用」のうち、2つ以上がA判定である。または「推進」「達成」「利用」のうち、1つがA判定であり、かつ残り2つはB判定である。または全てにおいてB判定である。
3. C評価：「推進」「達成」「利用」のうち、2つ以上がB判定以上である。または「推進」「達成」「利用」のうち、1つがA判定もしくはB判定であり、かつ残り2つはC判定である。またはすべてにおいてC判定である。
4. D評価：「推進」「達成」「利用」のうち、2つ以上がC判定以上である。
5. E評価：事業中止もしくは事業廃止されている

（１）内部評価項目別評価表

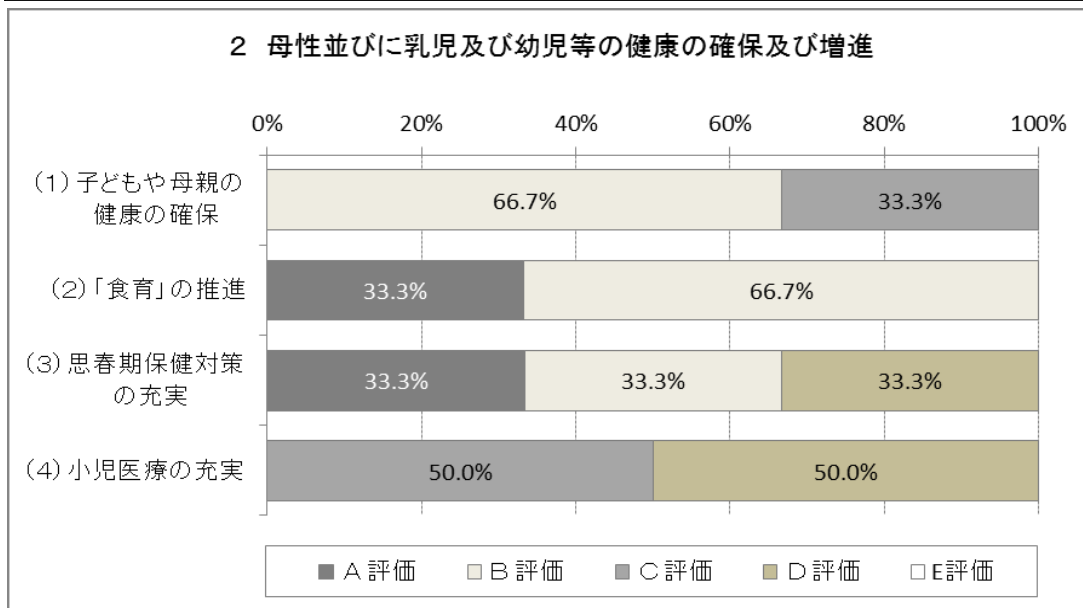
① 地域における子育ての支援

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実は、事業数が16で、事業評価はA評価 25.0%、B評価 50.0%、D評価 25.0%です。
- (2) 保育サービスの充実は、事業数が8で、事業評価はA評価 25.0%、B評価 37.5%、D評価 37.5%です。
- (3) 子育て支援のネットワーク作りは、事業数が3で、A評価 33.3%、B評価 66.7%です。
- (4) 児童の健全育成は、事業数が9で、事業評価はA評価 33.3%、B評価 44.4%、C評価 22.2%です。
- (5) その他の事業数は2で、B評価 50.0%、D評価 50.0%です。



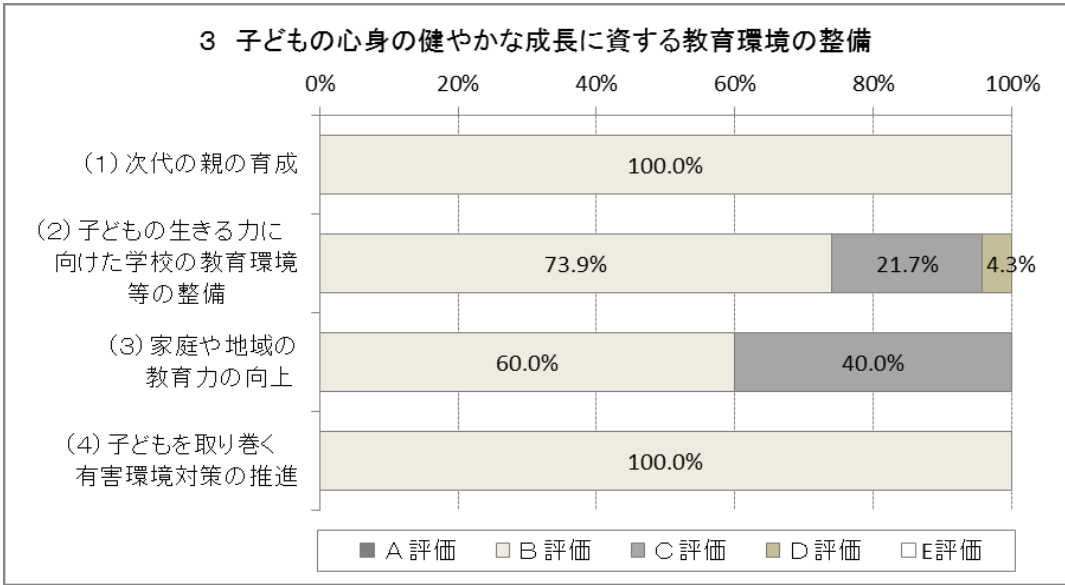
② 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

- (1) 子どもや母親の健康の確保は、事業数が6で、事業評価はB評価 66.7%、C評価 33.3%です。
- (2) 「食育」の推進は、事業数が3で、事業評価はA評価 33.3%、B評価 66.7%です。
- (3) 思春期保健対策の充実は、事業数が3で、A評価 33.3%、B評価 33.3%、D評価 33.3%です。
- (4) 小児医療の充実は、事業数が2で、事業評価はC評価 50.0%、D評価 50.0%です。



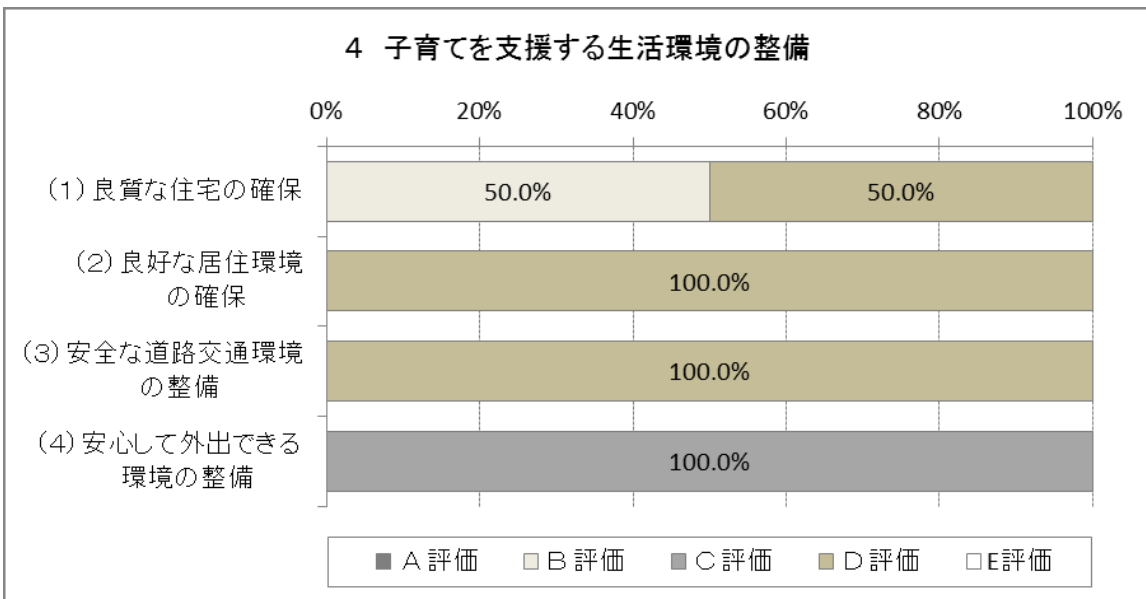
③ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- (1) 次代の親の育成は、事業数が2で、事業評価はB評価 100.0%です。
- (2) 子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備は、事業数が23で、事業評価はB評価 73.9%、C評価 21.7%、D評価 4.3%です。
- (3) 家庭や地域の教育力の向上は、事業数が10で、B評価 60.0%、C評価 40.0%です。
- (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進は、事業数が1で、事業評価はB評価 100.0%です。



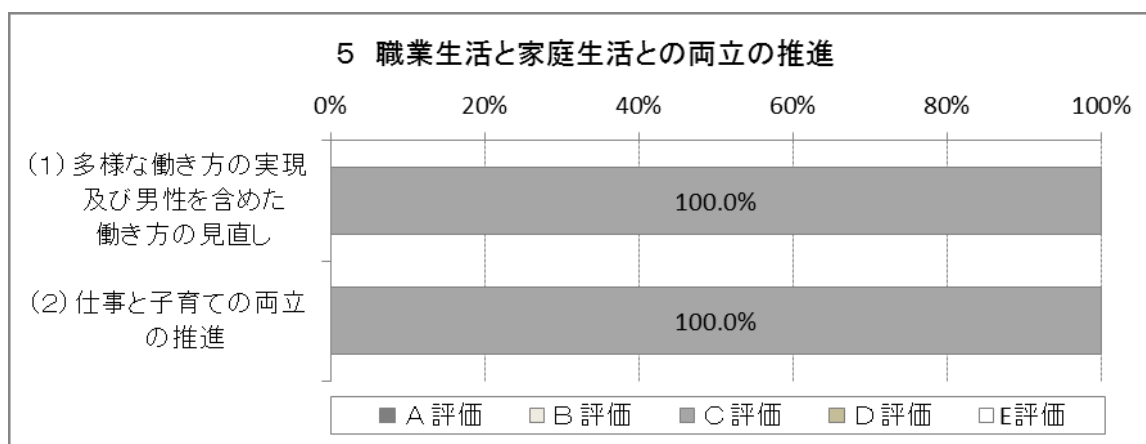
④ 子育てを支援する生活環境の整備

- (1) 良質な住宅の確保は、事業数が2で、事業評価はB評価 50.0%、D評価 50.0%です。
- (2) 良好な居住環境の確保は、事業数が1で、事業評価はD評価 100.0%です。
- (3) 安全な道路交通環境の整備は、事業数が2で、D評価 100.0%です。
- (4) 安心して外出できる環境の整備は、事業数が3で、事業評価はC評価 100.0%です。



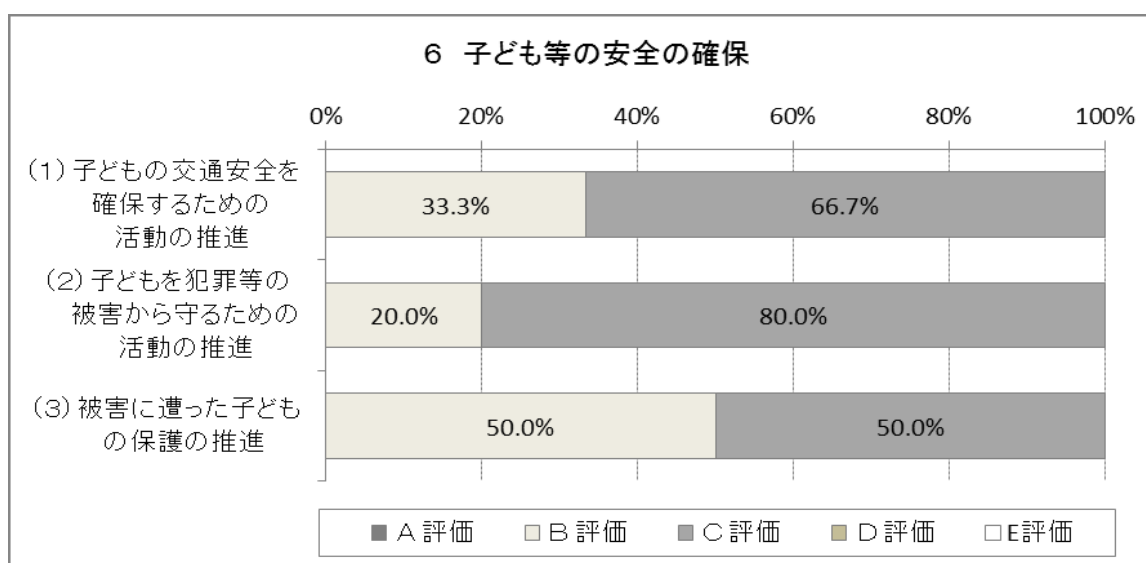
⑤ 職業生活と家庭生活との両立の推進

- (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進は、事業数が3で、事業評価はB評価 33.3%、C評価 66.7%です。
- (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進は、事業数が5で、事業評価はB評価 20.0%、C評価 80.0%です。
- (3) 被害に遭った子どもの保護の推進は、事業数が2で、事業評価はB評価 50.0%、C評価 50.0%です。



⑥ 子ども等の安全の確保

- (1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直しは、事業数が1で、事業評価はC評価 100.0%です。
- (2) 仕事と子育ての両立の推進は、事業数が2で、事業評価はC評価 100.0%です。

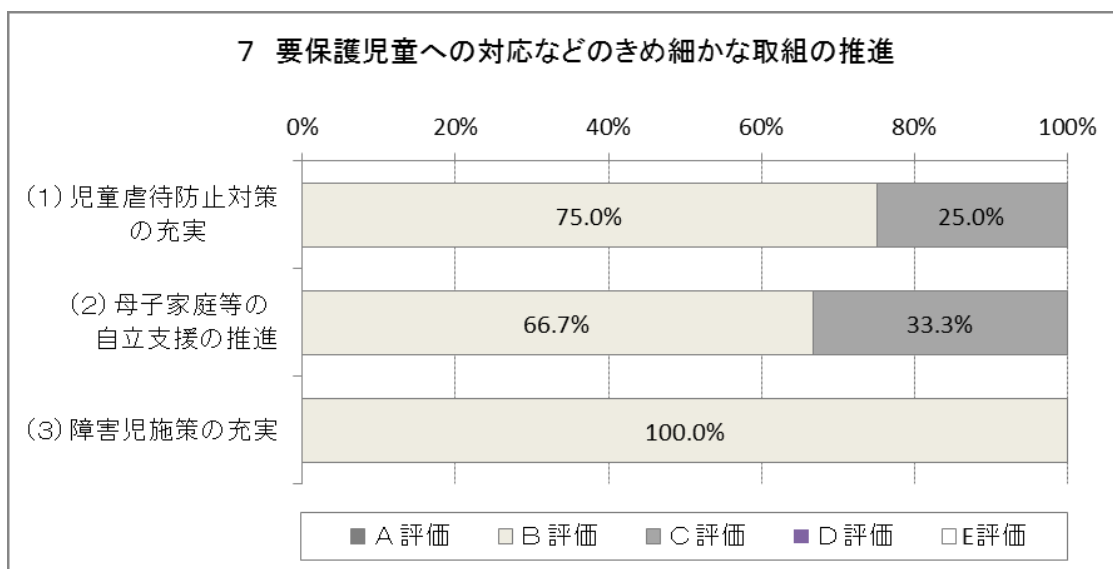


⑦ 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実は、事業数が4で、事業評価はB評価 75.0%、C評価 25.0%です。

(2) 母子家庭等の自立支援の推進は、事業数が3で、事業評価はB評価 66.7%、C評価 33.3%です。

(3) 障がい児施策の充実は、事業数が4で、事業評価はB評価 100.0%です。



第 6 章

第 2 期次世代育成支援行動計画 施策の展開

第6章 第2期次世代育成支援行動計画施策の展開

1. 施策の展開

(1) 地域における子育ての支援

① 地域における子育て支援サービスの充実

専業主婦家庭やひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、施設における児童養育の支援などの諸問題に対し、相談業務に応じて必要な情報提供及び助言を行う等、地域においてきめ細やかな子育て支援サービスを効果的・効率的に提供するサービスを図ります。また、平成31年度目標で「ニーズを踏まえ、検討します」と記載された事業については、平成29年度を当面の目標として捉え、適宜、適切な点検評価を行いつつ今後検討します。

具体的な事業区分	平成25年度 実施状況	平成31年度 目 標	主管課
ア. 居宅において保護者の 児童の養育を支援する事 業 ①乳幼児健康支援一時預か り事業（産褥期ヘルパー）	ファミリー・サポート・ センター	ファミリー・サポート・セ ンターの活用を図ります。 保健師と地域子育て支援セ ンター職員で相談に応じま す。	健康福祉課
② 家 庭 訪 問 支 援 事 業 （子ども家庭支援員）	町の保健師と地域子育て 支援センターの職員が訪 問	町の保健師と子育て支援セ ンターの職員が訪問しま す。	健康福祉課
③乳幼児健康支援一時預か り事業（病後児保育〈派 遣型〉）	未実施	ファミリー・サポート・セ ンターや病院での対応等を 検討、実施します。	健康福祉課
④ファミリー・サポート・ センターの設置	1箇所 利用件数 9件	利用者が少ないので利用し やすい工夫をします。 利用件数 50件	健康福祉課
イ. 施設において保護者の 児童の養育を支援する事 業 ①放課後児童健全育成事業 （学童保育）	各小学校毎に設置7箇所 国、県、町の補助事業の 他に児童一人月に3,000 円補助	各小学校に設置7箇所 児童一人、月に3,000円補 助 指導員の確保、運営費補助 の引き上げ検討 指導員の働く条件の改善、 施設・設備の改善をします。	健康福祉課
② 児 童 養 護 施 設 等 で の ショートステイ	実績なし	要望に応じて養護施設との 契約により対応します。	健康福祉課

具体的な事業区分	平成 25 年度 実施状況	平成 31 年度 目 標	主管課
③トワイライトステイ事業	実績なし	要望に応じて養護施設との契約により対応します。	健康福祉課
④乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育〈施設型〉）	実績なし	病院等やファミリー・サポート・センターでの実施を推進します。 矢部、清和、蘇陽地区ごと3箇所	健康福祉課
⑤一時保育事業	公立保育所 5 箇所実施 私立保育所 4 箇所実施	へき地保育所を除く公立・私立保育所全園で実施します。	健康福祉課
ウ. 保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業 ①ファミリー・サポート・センターの設置（再掲）	1 箇所	矢部、清和、蘇陽地区ごとの全3箇所	健康福祉課
②つどいの広場事業	1 箇所	1 箇所 引き続き実施します。	健康福祉課
③地域子育て支援センター事業	1 箇所	矢部、清和、蘇陽地区毎全3箇所を検討します。 3箇所できるまでは出張での対応を行います。	健康福祉課
エ. 町における子育て支援事業に関する情報の提供、相談及び助言ならびにあっせん、調整及び要請等の実施 ①子育て支援総合コーディネート事業	地域子育て支援センター事業等により対応	地域子育て支援センター事業等で実施します。	健康福祉課
②児童手当	児童手当法により実施 ・3歳未満と3人目以降の子どもが 15,000 円 ・3歳以上から小学生と中学生が 10,000 円 支給方法、年3回 2月、6月、10月	児童手当法により実施します。	健康福祉課
③児童扶養手当	児童扶養手当法により実施 ・9,710 円～41,140 円 （児童2人目 5,000 円、3人目以降 3,000 円加算）	児童扶養手当法により実施します。	健康福祉課

② 保育サービスの充実

保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービスの提供体制を整備していきます。また、子どもを預ける保護者の安心の確保の観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供に努めます。

具体的な事業区分	平成 25 年度 実施状況	平成 31 年度 目 標	主管課
ア. 保育所受入児童の 拡充	公立保育所 9 箇所 私立保育所 4 箇所 へき地保育所 2 箇所 私立幼稚園 1 箇所（休園） 事業所内保育所 1 箇所	公立保育園再編に伴い 5 箇所 私立保育所 4 箇所 へき地保育所 2 箇所 （運営状況により定員変更や再 編あり）	健康福祉課
イ. 民間活力等を活用 した保育サービスの 量的充足 ①私立保育園運営補助	基準日（4月1日） 入所児童 12,000 円(1,000 円×12 ヶ月)/1 人 一施設当たり 540,000 円 (45,000 円×12 ヶ月)	基準日(9月1日) 入所児童 12,000 円(1,000 円 ×12 ヶ月)/1 人 一施設当たり 540,000 円 (45,000 円×12 ヶ月)	健康福祉課
ウ. 延長保育、休日保 育、夜間保育等多様 な 保育サービス の充実 ①延長保育事業	11 時間内の延長保育 公立 4 箇所 私立 1 箇所 11 時間を越える保育の実施 公立 5 箇所 私立 3 箇所	短時間、普通時間の利用者の状 況に応じた延長保育の実施を します。 へき地保育所を除く全園での 11 時間以上の保育実施（地域 の実情に応じて実施します。）	健康福祉課
②休日保育事業	未実施	矢部、清和、蘇陽地区での実施 3 箇所	健康福祉課
③夜間保育事業	未実施	今後検討します。	健康福祉課
④障害児保育事業	全保育所で実施	全保育所で実施します。 （障がいの程度に応じて保育 園で対応）	健康福祉課
エ. 保育サービスに関 する積極的な情報 提供	・町及び施設の広報誌等による情報提供 ・ホームページによる情報提供 ・子育て支援センターの情報紙による情報提供	・町及び施設の広報誌等による 情報提供 ・ホームページによる情報提供 ・子育て支援センターの情報紙 による情報提供 若者のインターネットでの情 報収集が多いためホームペー ジの充実を行い他者へ発信し ます。	健康福祉課
オ. 保育サービス評価 制度の実施	未実施	子ども・子育て会議での点検、 評価を図ります。 事業者での評価検討します。	健康福祉課

③ 子育て支援ネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進します。

具体的な事業区分	平成 25 年度 実施状況	平成 31 年度 目 標	主管課
ア. 地域における子育て支援サービス等のネットワーク形成	地域子育て支援センター担当者会議 (生涯学習課、学校教育課、図書館、栄養士、保健師、公立・私立・へき地保育園各代表、福祉係、社協代表、支援センター、つどい)	地域子育て支援センター担当者会議 地域子育て支援センター担当者会議以外でのネットワークの構築ができるか検討をします。	健康福祉課
イ. 子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布	山都町子育て情報誌「だっこ」	山都町子育て情報誌「だっこ」の更なる充実を図ります。 その他情報誌の作成、配布を実施します。	健康福祉課
ウ. 子育てに関する意識啓発等の推進	地域子育て支援センターでの子育てセミナー、子育て教室、子育てサロン、未就園児への訪問、乳幼児健診時の子育て相談等の実施	地域子育て支援センターでの子育てセミナー、子育て教室、子育てサロン、未就園児への訪問、乳幼児健診時の子育て相談等を実施します。 独自の子育てセミナーを開催します。	健康福祉課

④ 子どもの健全育成（新規名称案）

地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられるため、地域における子どもの居場所づくりを推進するとともに、子どもの健全育成を図るために児童館や公民館等を拠点とした、様々な健全育成活動を進めます。

具体的な事業区分	平成 25 年度 実施状況	平成 31 年度 目 標	主管課
ア. 放課後や週末等の居場所づくりの推進	放課後児童クラブ7箇所	放課後児童クラブ7箇所 子ども教室の実施を検討します。 自然観察会等の学習を検討します。	生涯学習課 健康福祉課

具体的な事業区分	平成 25 年度 実施状況	平成 31 年度 目 標	主管課
イ. 様々な社会資源や団体の連携による児童健全育成の取組み	公民館事業 放課後児童クラブ 自然観察会 少年スポーツクラブ	公民館事業 放課後児童クラブ 自然観察会 少年スポーツクラブ	生涯学習課
ウ. 健全育成の拠点としての児童館活動の充実	児童館 1 箇所 延利用者数 11,009 人	児童館 1 箇所 延利用者数 12,000 人 現状維持で内容の充実に努めます。 人権感覚の醸成を図ります。	隣保館
エ. 健全育成の拠点としての青少年教育施設活動の充実	未実施	現在、青少年教育施設がなく見送ります。	生涯学習課
オ. 夏季及び冬季の休業日等における児童の居場所づくり	児童館 子どもデイサービス 放課後児童クラブ	児童館 1 箇所 子どもデイサービス 2 箇所 放課後児童クラブ 7 箇所	社会福祉協議会 隣保館 健康福祉課
カ. 児童委員の児童健全育成、児童虐待防止活動の推進	主任児童委員 3 人 児童委員 61 人	主任児童委員 3 人 児童委員 61 人	健康福祉課
キ. 青少年の性に関する問題等についての教育・啓発	学校教育の中で実施。 高校での講演会の実施 小学校、年間 5 時間 中学校、年間 12 時間	学校教育の中で実施します。 高校での講演会を実施します。 小学校、年間 5 時間 中学校、年間 12 時間	学校教育課
ク. 学校開放を利用した子育て支援活動の推進	体育館及びグラウンド開放	体育館及びグラウンド開放は継続実施します。	学校教育課
ケ. 少年非行等の問題を抱える児童及び保護者への地域ぐるみの支援ネットワークの整備	民生児童委員等による見守りネットワーク	引き続き民生児童委員等によるネットワーク及びネットワークの再構築を図ります。	社会福祉協議会 健康福祉課

⑤ その他

施策を実施するにあたり、地域の高齢者の参画を得る等、世代間の交流を推進するとともに、地域の公共施設等の有効利用を促進します。

具体的な事業区分	平成 25 年度 実施状況	平成 31 年度 目 標	主管課
ア. 地域子育て世代 間交流の推進	各保育所・学校で実施 各公民館事業で実施 青少年健全育成事業で実施	引き続き保育園・学校、公民館 事業、青少年健全育成事業で実 施します。	生涯学習課
イ. 子育て支援サー ビスのための施 設の有効利用	放課後児童クラブ7箇所 地域子育て支援センター 1箇所 つどいの広場 1箇所	放課後児童クラブ7箇所 子ども教室の実施を検討しま す。 地域子育てセンター3箇所 つどいの広場 1箇所	健康福祉課

(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

① 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実（新規項目案）

母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進を図る観点から、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図りつつ、地域における母子保健推進活動等の充実を図ります。

具体的な事業区分	平成 25 年度 実施状況	平成 31 年度 目 標	主管課
ア. 乳幼児健診、新生児 訪問、保健指導の充 実 ①乳幼児健康診査 ②妊婦健康診査	① 3～4か月児健診 18回 7～8か月児健診 18回 1歳児健診 18回 1歳6か月児健診 6回 2歳児健診 5回 3歳児健診 6回 4歳児健診 3回 ②14回助成	① 3～4か月児健診 12回 7～8か月児健診 12回 1歳児健診 12回 1歳6か月児健診 6回 2歳児健診 5回 3歳児健診 6回 4歳児健診 3回 ②14回助成	健康福祉課 (健康づくり係)
イ. 乳幼児健診の場を活 用した相談指導等の 実施	全受診者に対し、個別相談 を実施	全受診者に対し、個別相談 を実施します。	健康福祉課 (健康づくり係)
ウ. 妊娠から継続した 支援体制の整備	母子手帳交付時の指導、妊 婦訪問を通じ、妊娠、出産、 育児に対する知識を普及 し、妊娠中の不安軽減、育 児不安の軽減を図った	母子手帳交付時の指導、妊 婦訪問を通じ、妊娠、出産、 育児に対する知識を普及 し、妊娠中の不安軽減、育 児不安の軽減を図ります。	健康福祉課 (健康づくり係)

具体的な事業区分	平成 25 年度 実施状況	平成 31 年度 目 標	主管課
工. 子どもの事故予防のための啓発	各乳幼児健診において、集団指導、パンフレット配布を実施	各乳幼児健診において、集団指導、パンフレット配布を実施します。	健康福祉課 (健康づくり係)
オ. 出産準備教育や相談の場の提供	相談には随時対応。出産準備のための教室等の教育については未実施。母子手帳交付時に、出産準備についての資料を配布	随時相談の対応を行います。	健康福祉課 (健康づくり係)
カ. 婦人科検診	集団健診での実施	町内での受診を推進します。(集団健診含む)	健康福祉課 (健康づくり係)

②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実（新規項目案）

10代の自殺や不健康やせ等の思春期の課題の重要性を認識した保健対策を図ります。また、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図るとともに、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題のケアに取り組む体制の充実を進めます。

具体的な事業区分	平成 25 年度 実施状況	平成 31 年度 目 標	主管課
ア. 性に関する正しい知識の普及	小学校、年間 5 時間 中学校、年間 12 時間	必要時、保健所や学校と連携していきます。 小学校、年間 5 時間 中学校、年間 12 時間	学校教育課 健康福祉課
イ. 喫煙や薬物に関する教育	年間 3 回	年間 3 回	学校教育課
ウ. 学童期・思春期の心の問題に係る相談体制の充実	上益城地域療育センターや学校等の教育分野と連携しながら随時対応	上益城地域療育センターや学校等の教育分野と連携しながら随時対応していきます。	健康福祉課 (健康づくり係)

③子どもの健やかな成長を見守る地域づくり（新規項目案）

国や町による子育て支援策の充実に加え、地域・学校・企業等のネットワークを
 することにより、地域等が親子を見守り支える機運を高めます。

具体的な事業区分	平成 25 年度	平成 31 年度 目 標	主管課
ア. 保・小・中・高 連携	清和地区保・小・中連携協議会	山都町保・小・中・高連 携協議会の設置	生涯学習課
イ. 世代間交流事業	21 支館（公民館） ※ 清和地区 6 支館 合同の為 1 支館で計上	24 支館 （28 自治振興区）	生涯学習課
ウ. 各地区青少年健全 育成推進大会	2 つの地区で推進大会の実施	山都町青少年健全育成推 進大会の実施	生涯学習課

④「食育」の推進

子どもの朝食欠食等の食生活習慣の乱れや、特に思春期に見られる摂食障害など、
 心と身体の健康問題について、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野が連携
 しつつ、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習機会や情報提供
 を進めるとともに、食事づくり等の体験活動等の充実を図ります。

具体的な事業区分	平成 25 年度 実施状況	平成 31 年度 目 標	主管課
ア. 発達段階に応じ た食に関する学 習機会や情報の 提供	ライフステージにおける適正 体重の評価指標をもとに、乳 幼児健診等で、食品の目安量、 必要量について栄養指導を実 施	ライフステージにおける適正 体重の評価指標をもとに、乳 幼児健診等で、食品の目安量、 必要量について栄養指導を実 施します。	健康福祉課 （健康づくり）
イ. 食事づくり等の 体験活動の推進	畑づくりからの菜園活動 給食献立会の開催	有機農業、低農薬野菜等の地 産地消を推進します。 畑づくりからの菜園活動、 給食献立会を開催します。	保育所
ウ. 食に関する学習 の機会や情報提 供	ライフステージに対応した食 に関する適切な選択力がつく 栄養学習、情報提供を実施。 ・ 離乳食訪問：第 1 子家庭 ・ 小児生活習慣病予防教室 ：全小学校 5 年生 ・ 生活習慣病教室	ライフステージに対応した食 に関する適切な選択力がつく 栄養学習、情報提供を実施し ます。	健康福祉課 （健康づくり）

⑤ 小児医療の充実

小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となることから、充実・確保に取り組むとともに、小児緊急医療については、県、近隣市町村と連携の下、積極的に取り組みます。

具体的な事業区分	平成 25 年度 実施状況	平成 31 年度 目 標	主管課
ア. 小児医療の 充実	子ども医療助成事業状況 支給総件数 15,554 件 支給総額 36,783,083 円 低出生体重児数 8 名 (矢部 8、清和 0、蘇陽 0) 小児科医 2 名 産科医 0 名	子ども医療費助成を 18 歳まで延長します。 妊婦の健康教育、相談、訪問指導を行います。 産後うつや虐待防止に努めます。 小児科医療機関と母子保健の連携を推進します。	健康福祉課 (健康づくり)
イ. 小児救急医療 の充実	低出生体重児出生予防のため母子手帳発行時に飲食喫煙防止、貧血予防などについて保健指導並びに栄養指導を実施。また、ハイリスク妊婦の訪問指導を実施 赤ちゃん訪問や乳幼児健診の機会を利用し、事故防止教育を実施 養育医療 対象者 3 名 支出 1,597,197 円	低出生体重児出生予防のための保健指導を強化していきます。 乳幼児健診等で事故防止教育を実施していきます。	健康福祉課 (健康づくり)

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

① 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取り組みを進めるとともに、家庭を築き子どもを生み育てたいと思う男女が、その希望を実現できるような地域社会の環境整備を進めます。

具体的な事業区分	平成 25 年度 実施状況	平成 31 年度 目 標	主管課
ア. 子どもを産み育てることの意義に関する教育など	未実施	男女共同参画の推進を図ります。 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行うためのフォーラム、講演会を行います。	健康福祉課
イ. 中学生・高校生の乳幼児ふれあい体験	保育所体験学習事業	保育所体験学習事業 延べ 30 人 世代間交流 24 公民館支館(28 自治振興区) 老人交流(老人会)(3 世代間の交流)	保育所

② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、学校の教育環境等の整備を進めます。

具体的な事業区分	平成 25 年度 実施状況	平成 31 年度 目 標	主管課
ア. 確かな学力の向上 ①子ども一人一人に応じた きめ細かな指導の充実	学校教育努力目標を定め、生き抜く力を付けるための教育推進。	学校教育努力目標を定め、生き抜く力を付けるための教育推進を推進します。	学校教育課
②ゲストティーチャーなどを招いての学校教育の活性化	地域の方や卒業生等を招いての授業	地域の教育力を活用する各学校の取組みを深めます。専門家や地域の人材を活かし、本町の豊かな自然や地域づくり、課題を学ぶ。	学校教育課
イ. 人権を大切にす豊かな心の育成 ①あらゆる差別をなくす人権教育の充実	学校同和教育研修、就学前同和教育研修の実施各1回 5.23 集会等への参加 研修会への参加 同和教育・同和保育の理念を広げる 保育園・小中学校、高校での人権学習	学校同和教育研修、就学前同和教育研修の実施各1回 5.23 集会等への参加 研修会への参加 同和教育・同和保育の理念を広げます。 保育園・小中学校、高校での人権学習を行います。	健康福祉課 生涯学習課
②地域との連携による多様な体験活動の推進	老人交流事業 世代間交流事業	老人交流事業 世代間交流事業	保育所
③専門家による相談体制の強化	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による相談	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による相談を行います。	学校教育課
④子どもたちの豊かな心を育むネットワークづくり	人権教育年間計画による	人権教育年間計画による	学校教育課
ウ. 健やかな体の育成 ①学校におけるスポーツ環境の充実	スポーツ活動推進計画による	部活動の社会体育への移行が行われます。	学校教育課
②健康教育の推進	学校保健年間計画による	学校保健年間計画による	学校教育課 健康福祉課
エ. 信頼される学校づくり ①教員に対する適正な評価の実施	自己評価及び評価者評価を実施	自己評価及び評価者評価を実施します。	学校教育課
②安全で豊かな学校施設の整備	年間 20,000 千円程度の維持管理	総合計画による	学校教育課
③児童生徒の安全管理	学校安全計画による	学校安全計画による	学校教育課

具体的な事業区分	平成 25 年度 実施状況	平成 31 年度 目 標	主管課
④学校評議員制度の活用	未実施	導入を進めます。	学校教育課
⑤地域に根ざした特色ある 学校づくり	学校支援地域本部事業等 の実施	学校評議員制度も含めて推 進します。	学校教育課
オ. 幼児教育の充実 ① 幼児教育の振興に関す る政策プログラムの策定 ○保育所における養護機能 の充実（肥後っ子かがや きプラン）	未実施	保・小・中・高の連携強化を 図ります。	学校教育課 健康福祉課
○教員・保育士等の資質向 上 （肥後っ子かがやきプラン）	計画的な教員・保育士の 研修を実施	保育士の加配による配置で 研修等に参加できる体制を つくります。	学校教育課 健康福祉課
○教育・保育内容、指導・ 援助方法の工夫改善 （肥後っ子かがやきプラン）	年間を通じて授業研究会 等を実施	学校教育指導員の活用と校 内研究授業の充実を図りま す。	学校教育課 健康福祉課
○障害のある子どもの教育 の推進 （肥後っ子かがやきプラン）	専門機関の助言を受け、 受け入れ実施	障がいのある子どもを受け 入れるための施設の整備、保 護者や専門機関との連携に より対応します。	健康福祉課
○教育・保育条件の整備 （肥後っ子かがやきプラン）	保育所施設整備の充実	子ども一人ひとりへのきめ 細やかな教育・保育が行える クラス編成を進めます。 ・多機能化に対応する保育室 ・遊戯室・相談室等の新設及 び充実 ・安全管理設備の設置 ・乳児用ベット等の整備	健康福祉課
○教員・保育士間の連携、 協力及び子ども間の交流 （肥後っ子かがやきプラン）	保育園・小中学校・高校 の連携教育	保育園間での交流事業を計 画的に進めます。	健康福祉課
○子どもの育ちの連続性を 図る条件整備 （肥後っ子かがやきプラン）	保育園・小中学校・高校 の連携教育	保育園、小・中学校、高校ま での連携プログラムを作成 します。	健康福祉課
○地域住民が喜びや生きが いを感じるかかわりの場 としての幼稚園・保育所 （肥後っ子かがやきプラン）	老人交流 世代間交流	老人交流事業や世代間交流 での事業を各保育園で実施 します。	健康福祉課

具体的な事業区分	平成 25 年度 実施状況	平成 31 年度 目 標	主管課
○保護者の保育ニーズへの対応 (肥後っ子かがやきプラン)	延長保育 一時保育	延長保育、休日、病児・病後児保育等のニーズに対応します。	健康福祉課
○幼稚園・保育所の保護者間の交流や小・中学校 P T A との交流 (肥後っ子かがやきプラン)	保・小・中の連携 保小及び小中連絡会	町全体としての保・小・中・高の連携会議の定例化を目指します。	学校教育課 生涯学習課 健康福祉課

③ 家庭や地域の教育力の向上

学校・家庭・地域がそれぞれの役割、責任を自覚し、連携・協力し、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上を目指します。

具体的な事業区分	平成 25 年度 実施状況	平成 31 年度 目 標	主管課
ア. 家庭教育への支援の充実 ①家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実・学習機会の提供 (肥後っ子かがやきプラン)	子ども教室未実施 子育て講演会 家庭教育学級	子ども教室を検討します。 子育て講演会 P T A 等の家庭教育講演会	生涯学習課 健康福祉課
②子育て中の親が気軽に相談できる体制の整備 ○相談機会や情報の提供 (肥後っ子かがやきプラン)	子育て支援センターの充実。子育てサークルの活動支援、広報誌の活用	子育て支援センターの充実。子育てサークルの活動支援、広報誌、ホームページでの情報提供を実施します。	生涯学習課 健康福祉課
○地域で子育てを支援する仕組みづくり (肥後っ子かがやきプラン)	子育て支援センターを中心に对应	子育て支援センターを中心に对应します。 老人会との交流、公民館活動への参加を推進します。	学校教育課 健康福祉課
○家庭、子どもに対する相談体制の充実 (肥後っ子かがやきプラン)	子育て支援センターでの実施	子育て支援センターを中心に对应します。	健康福祉課
○民間ボランティア等による支援推進 (肥後っ子かがやきプラン)	ファミリー・サポート・センター	ファミリー・サポート・センター	健康福祉課
○子育てを社会全体で担う意識啓発 (肥後っ子かがやきプラン)	学校応援団 読み聞かせ等	更なる地域の教育力の活用を図ります。	学校教育課 健康福祉課

具体的な事業区分	平成 25 年度 実施状況	平成 31 年度 目 標	主管課
イ. 地域の教育力の向上 ①地域における子どもの多様な体験活動の充実 ○子どもの居場所づくり (肥後っ子かがやきプラン)	放課後児童クラブ スポーツ少年団	放課後児童クラブ スポーツ少年団 子ども教室の検討	健康福祉課
②広域スポーツセンターの整備、スポーツ指導者の育成	未実施	各種スポーツ外部指導者の活用を推進します。	学校教育課 生涯学習課
③世代間交流の推進 ○子どもの居場所づくり (肥後っ子かがやきプラン)	学校応援団 放課後児童クラブ	学校応援団 放課後児童クラブ 学校開放と合わせた自治振興区活動の活用 子ども教室の検討	学校教育課 生涯学習課
④地域活動への教職員、保育士の自主的参加	地域の子育て支援の取り組み	子育てフェスタ等への積極的な参加を図ります。	学校教育課 健康福祉課

④子どもを取り巻く有害環境対策の推進

街中の書店やコンビニ等で性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌や、ビデオ、インターネット等のメディアから子どもを守るため、地域団体、住民と協力して、有害情報に巻き込まれないような情報モラル教育を推進します。

具体的な事業区分	平成 25 年度 実施状況	平成 31 年度 目 標	主管課
ア. 子どもたちを有害環境から守るための取組み	登下校の指導 (児童民生員等による)	学校・地域・家庭の更なる協力体制の構築を図ります。	学校教育課

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

① 良質な住宅の確保

住生活基本計画に基づき、子育て世帯を支援していく観点から、ファミリー向け賃貸住宅の供給を支援するとともに、民間賃貸住宅に関する情報提供を推進します。

具体的な事業区分	平成 25 年度 実施状況	平成 31 年度 目 標	主管課
ア. ファミリー向け賃貸住宅の供給支援	未実施	若者定住用住宅の建設	建設課
イ. 民間活力を活かした住宅建設の支援	未実施	民間賃貸住宅業と連携し、住宅建設の支援及び情報提供をします。	建設課 山の都づくり 創造課
ウ. 空き家等の住宅確保に関する情報提供	調査整理中	調査整理した件数を情報紙やインターネット等を活用し情報提供をします。	山の都づくり 創造課

② 良好な居住環境の確保

住生活基本計画に基づき、地域において安全・安心な住生活を営むことができるよう努めます。さらに、室内空気環境の安全性を確保する観点から、シックハウス対策を推進します。

具体的な事業区分	平成 25 年度 実施状況	平成 31 年度 目 標	主管課
ア. シックハウス対策の推進	未実施	シックハウス対策を推進します。	建設課

③ 安全な道路交通環境の整備

事故の危険性の高い通学路において、バリアフリー対応型信号機の設置や、歩行エリア等の整備等、安全・安心な歩行空間を整備します。

具体的な事業区分	平成 25 年度 実施状況	平成 31 年度 目 標	主管課
ア. 幅の広い歩道の整備、及びバリアフリー対応型信号機の設置等	未実施	今後の改良において目指します。	建設課
イ. 「あんしん歩行エリア」の整備等	未実施	今後の改良において目指します。	建設課

④安心して外出できる環境の整備

道路、公園、公共交通機関、公的建築物についてバリアフリー化を進めるとともに、妊産婦への配慮、ベビーカーの安全な使用、また、施設において子育て世帯に配慮したトイレの整備等を進めます。なお、地域の見守りを強化します。

具体的な事業区分	平成 25 年度 実施状況	平成 31 年度 目 標	主管課
ア. 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化	本庁役場建設に伴うバリアフリー化	公共施設の建設等においては実施します。	関係各課
イ. 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備	本庁役場トイレ	公共施設の建設等においては実施します。	関係各課
ウ. 子育て世帯への情報提供	地域子育て支援センターによる情報紙の各家庭への配布	地域子育て支援センターによる情報紙の各家庭への配布を行います。 ホームページの充実を図ります。	健康福祉課
エ. 民生・主任児童委員、福祉関係団体等の地域の子ども安全見守り	関係団体等の安全見守りの実施	地域の民生・主任児童委員、福祉関係団体、老人会等の関係者と連携し、子どもの安全見守りを実施します。	健康福祉課

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進等

①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し（新規項目案）

仕事と生活の調和の実現は、国や県、市町村、企業など社会全体の運動として取り組む必要があります。このため、地元企業や労働者団体、子育て支援を行う民間団体等と連携・協力し合いながら地域の実情に応じた取組みを進めます。

具体的な事業区分	平成 25 年度 実施状況	平成 31 年度 目 標	主管課
ア. 男女共同参画社会づくり推進事業	すべての町民を対象とした各種講座やフォーラム等を、町民との協働で開催し、男女共同参画意識の啓発	男女共同参画懇話会での啓発を推進します。 子育てと仕事の両立が可能な職場づくりのための事業主への啓蒙・啓発を推進します。	健康福祉課

イ.父親の育児参画意識の啓発	父親・母親がともに子育てすることの大切さについて、「フォーラム」や「出前講座」の開催及び広報誌の発行などを通して、また、妊娠届、出生届やパパママ教室参加の際に意識啓発	○講座講演会等啓発事業 ○広報紙発行 ○パパママ教室	健康福祉課 生涯学習課
ウ.固定的な性別役割分担意識の見直し	「フォーラム」や「出前講座」の開催及び広報誌の発行などを通して、性別にかかわらず対等な立場で支え合う家庭づくりを推進します。	○講座講演会等啓発事業の開催 ○広報紙を発行します。	関係各課
エ.認定マーク（くるみん）の周知、表彰制度等仕事と生活の調和を実現している企業を社会的に評価することを促進	未実施	10 箇所	関係各課
オ.企業での子育てのための環境整備	パンフレット等での協力のお願い	各事業所へ情報提供及び協力への呼びかけの実施	関係各課

② 仕事と子育ての両立のための活動の推進（新規項目案）

保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実、ファミリー・サポート・センターの設置促進等多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。

具体的な事業区分	平成 25 年度 実施状況	平成 31 年度 目 標	主管課
ア. 仕事と子育ての両立のための社会資源の整備	放課後児童クラブ 7 箇所 ファミリー・サポート・センター 1 箇所	放課後児童クラブ 7 箇所 ファミリー・サポート・センター 1 箇所	健康福祉課
イ. 仕事と子育ての両立支援のためセミナー、会議の開催等	子育て支援センターでの実施 セミナー 12 回 子育てフェスタ 1 回 子育て教室	子育て支援センターで実施します。 セミナー 12 回 子育てフェスタ 1 回 子育て教室	健康福祉課

③結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進（新規項目案）

結婚・妊娠・出産・育児に関する希望の実現のため、切れ目のない推進を図り、地域の実情に応じてニーズに対応する、ライフステージの各段階に応じたきめ細かな支援を行います。

具体的な事業区分	平成 25 年度 実施状況	平成 31 年度 目 標	主管課
ア. 出産祝い金	1人につき3万円 79件 237万円	1子目3万円 2子目5万円 3子目10万円 4子目以降20万円	健康福祉課
イ. 保育料の軽減	国基準の4～5割程度 軽減	県内1位の保育料軽減を目指 します。	健康福祉課
ウ. 不妊症の相談 不妊治療の助成	随時相談	不妊症の相談及び不妊治療の 助成を実施します。	健康福祉課

（6）子ども等の安全の確保

①子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、警察。保育所。学校。児童館。関係民間団体との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進します。

具体的な事業区分	平成 25 年度 実施状況	平成 31 年度 目 標	主管課
ア. 交通安全教育の実施	保育園・学校での安全教 育の実施	保育園・学校での安全教育 を実施します。	健康福祉課
イ. チャイルドシートの 正しい使用の徹底	交通安全運動期間中に啓 発を実施	継続して実施します。	健康福祉課 総務課
ウ. 自転車の安全利用の 推進	小学校での自転車教室を 実施	継続して実施します。 小学校での自転車教室を推 進します。	総務課
エ. 幼児同乗用自転車の 幼児用座席における シートベルトの着用 の推進	交通安全運動期間中に啓 発を実施	継続して実施します。	総務課

② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、地域の自主防犯行動や、防犯ボランティアの育成とともに、関係機関との連携・情報交換等を推進します。

具体的な事業区分	平成 25 年度 実施状況	平成 31 年度 目 標	主管課
ア. 住民の自主防犯行動を促進するための活動の推進	各種団体による防犯パトロール隊を中心とした防犯活動の実施。 公民館活動、PTA活動の充実による子どもの見守り	住民向け各媒体を通じた防犯意識の高揚を図ります。 公民館活動、PTA活動の充実による子どもの見守りを推進します。	総務課 生涯学習課
イ. 子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を実施	①民生児童委員との連絡会議実施(1回/年) ②学校等警察連絡会議実施(1回/年) 公民館活動、PTA活動の充実による子どもの見守り	左記連絡会議の開催及び内容の充実をはかります。 公民館活動、PTA活動の充実による子どもの見守りを推進します。	学校教育課 生涯学習課
ウ. 学校付近や通学路においてPTA等の学校関係者や防犯ボランティア、少年警察ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロール活動等の安全対策を推進するとともに、学校と警察との橋渡し役としてのスクールサポーター制度の導入を促進	①子どもの通学路において、「子ども110番の家」を設置し、有事の際に子どもたちが駆け込める避難箇所の設置 ②朝の登校時の交差点付近における街頭指導を実施	「子ども110番の家」の拡大を図ります。	学校教育課
エ. 子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講習の実施	各学校指導計画に基づく、子どもたちへの防犯指導の実施	各学校での防犯講習会実施等、警察との連携強化を図ります。	学校教育課
オ. 子どもの安全確保等のために活動する防犯ボランティア等に対する支援	未実施	各学校において、防犯ボランティアの設置を行います。 (※助成金等は伴わないものとする)	学校教育課

③被害に遭った子どもの保護の推進

犯罪・いじめ・児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するカウンセリングや、保護者や学校と連携したキメ細かな支援を行います。

具体的な事業区分	平成 25 年度 実施状況	平成 31 年度 目 標	主管課
ア. 被害を受けた子どもに対するカウンセリングの実施	スクールカウンセラー等を活用	教育相談員やスクールカウンセラー等の専門家の対応を図ります。	学校教育課 健康福祉課
イ. 学校等の関係機関との連携によるきめ細かな支援の実施	児童相談所、役場、教育事務所等による支援（ケース会議等）	児童相談所、役場、教育事務所等による支援（ケース会議等）を行います。 民生委員・児童委員等と連携します。	学校教育課

（7）要保護児童への対応などキメ細かな取組の推進

①児童虐待防止対策の充実

児童虐待による深刻な被害や死亡事例があってはならないとの認識の下、福祉関係のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で、子どもを守る支援体制を構築します。

具体的な事業区分	平成 25 年度 実施状況	平成 31 年度 目 標	主管課
ア. 虐待の防止ネットワークの設置	要保護児童連絡協議会 9 回	要保護児童連絡協議会 12 回	健康福祉課 社会福祉協議会
イ. 総合的な親と子の心の健康づくり対策	児童相談所、医師、スクールソーシャルワーカー、保健師での対応	児童相談所、医師、スクールソーシャルワーカー、保健師での対応を行います。	健康福祉課
ウ. 家庭児童相談室、町保健センターにおける取組み	情報交換し支援対策を関係機関で実施	引き続き実施します。	健康福祉課
エ. 在宅支援の充実	ケース検討会議で決定した支援の実施 0 件	引き続き実施します。	健康福祉課

② 母子家庭等の自立支援の推進

母子家庭等が増加している中で、子どもの健全育成を図るため、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援を進めます。

具体的な事業区分	平成 25 年度 実施状況	平成 31 年度 目 標	主管課
ア. 福祉サービス等利用に際しての配慮	パンフレット等を配布し相談に応じ対応	継続して実施します。	健康福祉課
イ. 相談体制の充実や情報提供	母子の児童等家庭相談事業 年 2 回巡回相談	継続して実施します。	健康福祉課
ウ. 就業促進のための協力要請	自立支援センターによる就業支援講習会実施	継続して実施します。	健康福祉課

③ 障がい児施策の充実

障がいの原因となる疾病や自己の予防及び早期発見・治療の推進を図るとともに、障がいのある子どもへの支援と身近な地域での安心した生活の実現ができるよう、保健、医療、福祉、教育等の円滑な連携を図ります。

具体的な事業区分	平成 25 年度 実施状況	平成 31 年度 目 標	主管課
ア. 健康診査や学校における健康診断等の推進	乳幼児健診 1 歳 6 ヶ月児健診 3 歳児健診等の実施 保健所との連携	乳幼児健診、1 歳 6 ヶ月児健診、3 歳児健診等を実施します。 保健所との連携を行います。	健康福祉課
イ. 適切な医療・福祉サービスの充実、及び教育支援体制の整備	児童発達支援 0 人 放課後等ディサービス 0 人 保育園訪問支援 0 人 医療型児童発達支援 0 人 育成医療支出額 612,372 円 7 人	児童発達支援 7 人 放課後等ディサービス 6 人 保育園訪問支援 1 人 医療型児童発達支援 2 人 育成医療申請に応じて給付します。	学校教育課 健康福祉課
ウ. 保育所や放課後児童健全育成事業における障がい児の受入れ	軽度な障がい児の受け入れ 実施	へき地保育所除いて障がい児受け入れを全保育園、全学童で実施します。 保育園 全 9 箇所 放課後児童クラブ 全 7 箇所	健康福祉課

（８）矢部高校の存在意義

人口減少や高齢化が進行し、当町においても若者自体の存在が貴重になっています。町に一つの高校しかなく、その存在は地域の活力に大きな影響を与え、大きな問題であります。そのためにも県立高校であっても、町が高校の価値を高め、その魅力化を図ることによって入学者を誘引し、活性化させるために強力な支援を行って連携していきます。

具体的な事業区分	平成 31 年度目標	主管課
ア. 矢部高校活性化 実行委員会	活性化実行委員会を立ち上げます。（H27 年度）具体的に企画立案していきます。	関係各課
イ. 魅力化プロジェクト	入学者数の回復を実現するために高校を魅力あるものにします。	関係各課
ウ. 町の特産を活かした 高校づくり	町の特産を活かした高校授業の創設を行います。	関係各課
エ. 健康フェスタの事業	妊娠期から保・小・中・高の連携と若者から高齢者まで、健康をとおしての人のつながりを持たせます。	健康福祉課

（９）本町において若い世代が安心して就職できる仕事場の創出

具体的な事業区分	平成 31 年度目標	主管課
ア. 基幹産業である農林 業の振興	新規就農者のための営農資金支援を実施します。 農業者に対して経営管理の研修を実施し、新たな雇用の場を作り出すために、小規模でも農地を取得できるような対策を図るとともに、農業技術の向上も含めた営農支援を実施します。	農林振興課 農業委員会
イ. 超高速情報通信基盤 整備事業の推進	情報化による多くのサービスが、どこに住んでいても同じ水準で通信できる環境の整備が必要とされています。超高速回線の整備の必要性を踏まえて、情報通信基盤整備にもとづいた光ブロードバンドの環境整備を行い、仕事、雇用の場の創出につなげていきます。	企画政策課
ウ. 起業（家）支援	空き店舗の活用、起業家支援、既存店の収益向上等を図るために、店舗の改修工事に資金支援を実施します。固定資産税等の優遇措置を検討します。	山の都創造課 税務住民課

第7章

子ども、若者が安心して暮らせる
社会をめざして

第7章 子ども、若者が安心して暮らせる社会をめざして

1. 子どもや若者が安心して暮らせる町づくり

本町は、若者が安心して暮らせる社会を目指すため、次世代の町づくりを担う若者の考えや意見を把握し、将来の進学や就労、子育てへの不安を取り除くよう努めます。本町の特色ある文化財や豊かな自然環境を活かすことも、子どもや若者が愛着を持てる町づくりには欠かせません。地域社会が一体となって子どもの育ちと若者の成長を見守る町づくり、一人ひとりが生きがいと夢を持ち、いきいきと暮らせる魅力的な町づくりを行います。



2. 山都町子育てビジョン

子ども・子育て支援事業計画は、子育てをしている保護者の働き方の如何に関わらず、子どもの教育・保育を受ける権利が妨げられないことが大原則であり、子育て支援に関する相談の受付や施設・サービスの紹介、情報提供などを行う窓口を設置するなどの新たな取組みによって、多様なサービスからニーズに合ったものを選択して利用できる仕組みづくりを目指しています。

一方、次世代育成支援行動計画は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において子育ての意義についての理解を深められ、かつ子育てに伴う喜びが実感されるように配慮していくという考え方です。全ての子育て家庭を対象に、地域で「親育ち」の過程を支援し、「子育ち」を見守っていかうという計画です。子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画は、子ども計画の両輪と言えます。

このような考え方から、本町では「子育て」だけでなく「親育ち」・「子育ち」に視点をおき、地域社会が保護者に寄り添い子育てに対する負担や不安を和らげることで、子どもと向き合いながら親として成長できる環境を整える施策を行います。未来の社会を担う子どもが大事にされ、健やかに成長できる社会、すなわち子どもが最善の利益を享受できる社会の実現につながると考えます。

3. 山都町子育てビジョン体系図

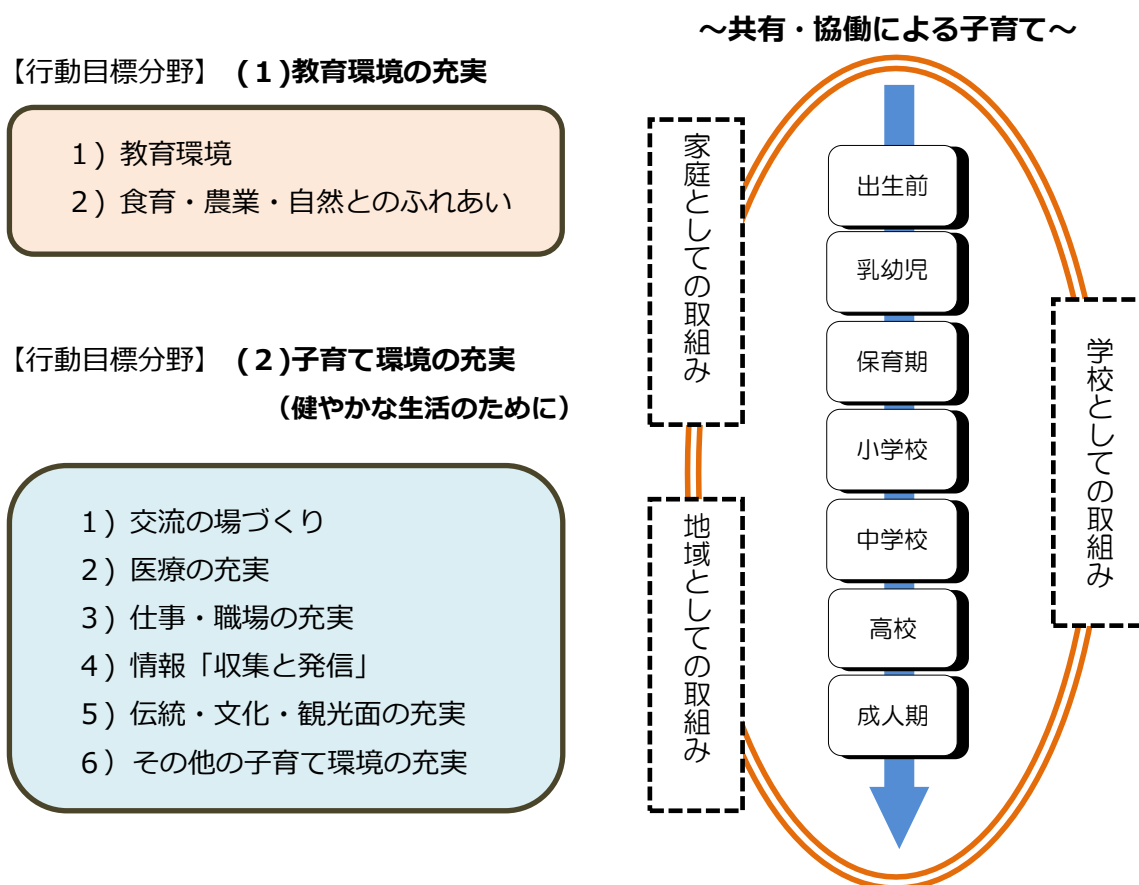
子どもの成長には、家庭・学校・地域社会の3つの環境が必要不可欠です。本町では、子ども・子育て支援事業計画の基本理念を基に、「子どもや若者が安心して暮らせる町づくり」目指す方針と決めました。この方針に則り、「教育環境の充実」と「子育て環境の充実（健やかな生活のために）」という2分野の行動目標を掲げ、みんなで取り組む環境の中で、妊娠期から成人期までの切れ目のない施策展開を目指します。

【基本理念】

『豊かな自然 豊かな感性 地域の絆で 子どもの夢ふくらむまち山都町』

【目指す方針】

「子どもや若者が安心して暮らせる町づくり」



（１）教育環境の充実

目標の達成に向けて、教育環境の充実では、①教育環境、②食育・農業・自然の２つの行動の視点について、その主体的実施者を地域・家庭それぞれの立場に分類しました。

① 教育環境

【目標と目指す方向性】

目標	目指す方向性
●読書の機会づくり ●言葉や表現力を培う教育環境づくり ●「地域で学ぶ・生活する」ことの誇りを培う	●読書の大切さを認識させる場の提供・または家庭や先生などの読書の機会拡大 ●町図書館を核とした「子育てを意識した」取り組み推進 ●田舎だから出来る教育の模索
●「仕事」に対する教育推進の場づくり	●就職のための仕事教育に偏らない。 ●町産業を活用した職場体験機会づくり

② 食育・農業・自然とのふれあい

【目標と目指す方向性】

目標	目指す方向性
●「食」の教育に対する意識向上 ●自分の身体（からだ）と、自分の健康を考える機会を増やす	●食・農に関する教育・取組みを妊娠期・保育期から高校期までの連携 ●学力や体力の向上も健康であること、「食事や給食」が大事であることが前提であることの意識付け ●学校期の夏休み等に町内で農業等の体験
●「地産地消や食の旬、材料」について考える ●安心・安全な農業や環境への意識向上	●山都町での特産物を加工販売 ●モットイナイ野菜の活用（堆肥づくりほか） ●安心・安全な山都町の農業の内向け（町内）PR
●自然の豊かさを活かした子育て・教育環境のより一層の充実	●自然観察会の保育期～高校生までの授業カリキュラム化 ●「土」に触れる・さわる機会を作る（保育期から、高校生まで定期的に）

(2) 子育て環境の充実（健やかな生活のために）

目標の達成に向けて、子育て環境の充実では、①交流の場づくり、②医療の充実、③仕事・職場の充実、④情報「収集と発信」、⑤伝統・文化・観光面の充実、⑥その他の6つの行動の視点について、その主体的実施者を地域・家庭・それぞれの立場に分類しました。

① 交流の場づくり

【目標と目指す方向性】

目標	目指す方向性
〔親←→親の交流〕 ●母親の悩み支援体制の充実化 ●保育士、先生との情報交換（互いの悩みなど） ●問題を抱える子ども（不登校・いじめ等）がでにくい仕組みの構築	●くまもと「親の学び」プログラムの活用 ●子育てに係る親同士、または保育士や先生同士が交流や連携する仕組みの構築 ●「保護者」と「地域」との一体化へ向けた交流 ●子育て時期に応じた、相談できる場や組織を作る ●子育てのしやすい町になるための意見交換の場づくり（保護者同士、保護者・学校等） ●ひとり親家庭への支援
〔地域←→子どもの交流〕 ●問題を抱える子どもの居場所づくり ●不登校の子どもに対する地域としての対策づくり ●子どもが、家庭と、学校以外の場・時間で地域の方と交流できる場所づくり	●我が子を育てる延長として、地域として子どもを育てる意識づけと、そのメリットの共有 ●地域ぐるみで、子どもと大人が接する機会や場所を具体的につくっていく ●子どもと高齢者の積極的な交流の場を増やす ●地域での子どもの見守り体制構築 ●学校保健室の不登校児等への開放
〔子ども←→子どもの交流〕 ●遊びの場、親が安心して遊ばせることができる環境の提供 ●子どもの意見を町づくりに活かす取り組み	●保・小・中・高の交流会や場の設定 ●高校生が夏休み期間に放課後児童クラブに協力する体制の模索 ●エリア別の子ども同士の交流機会の設定（例：中学生（矢部・清和・蘇陽）の子ども達の意見交換会開催）

② 医療の充実

【目標と目指す方向性】

目標	目指す方向性
●子育てに係る経費の軽減 ●妊娠期から相談できる医療機関 ●安心してかかる病院(小児科)	●子ども医療費無償化を18歳まで延長等 ●分娩前の小児科(特に助産師)での子育て指導(子どもの病気・予防接種等)を行う等 ●学校医への家庭の事情や家族疾病(結核等)の情報提供

③ 仕事・職場の充実

【目標と目指す方向性】

目標	目指す方向性
●仕事と生活の調和 ●働く場所の提供	●高校と、各職場（農業を含む各進路）の情報交換の場づくり ●子育て世代が山都町に住み、町から職場に通える状況を作るための施策
●農業・林業の将来を示す	●農業・林業を起業するための支援 ●町産業を活用した職場体験機会増大（再掲）

④ 情報「収集と発信」

【目標と目指す方向性】

目標	目指す方向性
●子育てに係る各種情報の整理・発信 ●虐待児の情報の共有	●情報共有の体制作り ●子育てに関する「情報の集まる」仕組み構築 ●子育てに関する「情報発信」のための組織や仕組み作り

⑤ 伝統・文化・観光面の充実

【目標と目指す方向性】

目標	目指す方向性
●産業資源の有効活用	●町の史跡・歴史・伝統文化、祭事等の勉強機会の充実（現地学習など）

⑥ その他の子育て環境の充実

【目標と目指す方向性】

目標	目指す方向性
●安心して育てられる環境づくり	●公共の場での「禁煙」 ●乳児～大学までの育てに係る経費支援等 ●保護者負担軽減（例：保育料の軽減等） ●子育てしやすい事業所の育成支援と情報提供
●山都町を誇りに思える取組み	●山都町に住む・山都町で働くメリットの再認識 ●山都町に住みにくいデメリットの解消 ●夢を語る学生（特に高校生）が増える取組み

4. 目標値達成に向けた具体的な取組み

山都町子ども・子育て支援事業計画では、山都町子育てビジョンを基軸に、みんなで取り組む環境の中で、「教育環境の充実」と「子育て環境の充実（健やかな生活のために）」の2分野の行動目標達成に向けて、妊娠期から成人期までの切れ目のない施策展開を目指しています。ここでは、山都町子ども・子育て会議の中でグループ討議された意見を記載します。

（1）教育環境の充実

① 教育環境

●地域として（既取組み）	
保育期	保護者以外の授業参観・登校を見守る
小学校	放課後丸つけボランティア・登校を見守る
中学校	読み聞かせ・ボランティア
●地域として（今後の取組み）	
保育期	地域で子どもの活動の場を作る（役割）
小学校～中学校	地域で子どもの活動の場を作る（役割）・地域の人材活用（それぞれの分野のプロの仕事を見る、話を聞く）
高校	世代間交流（一部実施）・自分の地域を知るフィールドワーク学習
●家庭（または保護者）として（既取組み）	
小学校	図書館ボランティア・小学5年生に生活習慣病健診と教室の実施
中学校	あいさつ運動
●家庭（または保護者）として（今後の取組み）	
乳幼児期	衣料等のリサイクル
保育期	課題児童の居場所（学校内・外）・検定（英検など）保護者へのアドバイス促進
小学校	高学年に認知症サポート教室実施・検定（英検など）保護者へのアドバイス促進
高校	農作業体験（自給）
●それぞれの立場（組織）として（今後の取組み）	
保育期	町主催の習い事
小学校	地産地消給食の実施・授業についていけない子どもの補習授業
中学校	成人前食生活についての講話・就職（起業）するための学習・授業についていけない子どもの補習授業

② 食育・農業・自然とのふれあい

●地域として（既取り組み）	
出生前（妊婦）	里レストランの利用
小学校	地域の美化活動
高校	伝統食の学習
成人期	里レストランの利用
●地域として（今後の取り組み）	
出生前（妊婦）	除草剤農薬についての学習
乳幼児期～ 保育期	環境条例等の整備・ビオトープと自然の中間的（保護区）のようなものを作る
小学校	竹灯りなどで地域を彩る（子どもとの交流）
中学校	地域のお年寄りから（食・農・自然）聞き取り、可視化する
高校	里山保全活動（脳と自然のつながり学習）
●家庭（または保護者）として（既取り組み）	
保育期	三食定時摂取の大切さ学習会・家庭菜園
●家庭（または保護者）として（今後の取り組み）	
出生前（妊婦）	親への遺伝子組み換え食添・放射能等の汚染食品の学習
●それぞれの立場（組織）として（既取り組み）	
出生前（妊婦）	母子手帳配布時の食事量の指導
保育期	保育園での庭遊び（虫取り・花摘み）・園内栽培から給食へ（子どもを中心とした）・自然観察会及び農業体験（地域・学校）・世代間交流
小学校	給食をとおした食育・献立表に産地を記載・農業体験（地域・学校）世代間交流
中学校	八朔祭大造り物づくり・中学2年生の職業体験（農・林業に協力）・保育園児を招いての芋掘り
高校	全学科1年生田植え、稲刈り、掛け干し・夏休み子どもデイサービス紙すき体験
成人期	有機農業を通しての交流
●それぞれの立場（組織）として（今後の組み）	
保育期	全保育園での農業体験（田植え・稲刈り）・地産地消給食
小学校	自然の中の宝物さがし（地域の宝物他）・問題児童と保護者の山歩き
中学校～高校	高校と連携した野菜づくりと花づくり

(2) 子育て環境の充実

① 交流の場づくり

●地域として（既取り組み）	
出生前（妊婦）	図書館・移動図書館・学校図書館への司書配置・あいさつの実施
保育期～中学校	高齢者が保・小・中の行事に参観、参加しやすくする（1対1交流の実施）
小学校～中学校	学校応援ボランティア
●地域として（今後の取り組み）	
乳幼児期～保育期	体育館等の整備
小学校～中学校	高齢者と子どもがふれあう場の提供（核家族・一人暮らし）・子どもが大人に教える場
小学校～高校	地域の方の案内で小・中・高校生の町史跡探究会を開催
●家庭（または保護者）として（今後の取り組み）	
小学校	親の学びプロジェクト
●それぞれの立場（組織）として（既取り組み）	
保育期	読み聞かせ・夏休み小学生指導（野菜・花・苗）の販売
小学校	読み聞かせ・保育体験・先輩による講話・文楽等の伝承交流・地域から子への遊び方の伝承・スクールコンサートの実施・清和文楽等の鑑賞会
中学校～高校	保育体験・ボランティア活動（お年寄り運動会、デイサービス等）・吹奏楽部中高生合同演奏会・運動部活動中高生合同練習・清和文楽等の鑑賞会
●それぞれの立場（組織）として（今後の取り組み）	
小学校	保健体育教員による小学生水泳指導の実施
中学校～高校	校舎内を高齢者散歩コースの一つにする検討
成人期	山都町検定の実施

② 医療の充実

●地域として（今後の取組み）	
乳幼児	耳鼻科・皮膚科・眼科の確保
●それぞれの立場（組織）として（既取組み）	
乳幼児期	延長保育・一時預かり保育・赤ちゃん訪問の実施・乳幼児健診の実施・療育相談の実施・予防接種（病院予防・重症化予防）・妊婦健診の実施・母子手帳交付時の相談
●それぞれの立場（組織）として（今後の取組み）	
出生前（妊婦）	土日も予防接種してくれる病院の確保・産婦人科の町内確保
小学校	医療機関・保護センターの連携

③ 仕事・職場の充実

●それぞれの立場（組織）として（今後の取組み）	
成人期	職場で子育てしやすい環境の醸成

④ 情報「収集と発信」

●家庭（または保護者）として（既取組み）	
出生前（妊婦）	子育てに関する勉強会の開催
●家庭（または保護者）として（今後の取組み）	
保育期	子どもの緊急時の預け場所の確保
小学校	保護者と生徒会の座談会
●それぞれの立場（組織）として（今後の取組み）	
小学校	子どもの情報交換

⑤ 伝統・文化・観光面の充実

●地域として（今後の取組み）	
高校～成人期	世代間交流（一部実施）
●家庭（または保護者）として（既取組み）	
保育期	地元の野菜を使用した親子クッキング
中学校	保護者（母親）の高校生（女子）交流会
●家庭（または保護者）として（今後の取組み）	
乳幼児期～ 保育期	子ども達の地域活動への参加
小学校	保護者の確保と生徒の座談会

⑥ その他の子育て環境の充実

●地域として（今後の取組み）	
出生前（妊婦）	安心して散歩できるところの確保
●家庭または（保護者）として（既取組み）	
出生前（妊婦）	子育てに関する勉強会の開催
高校	保護者（母親）の高校生（女子）交流会
●家庭または（保護者）として（今後の取組み）	
乳幼児期	子ども達の地域活動への参加
保育期	子ども達の地域活動への参加・親子で共有できる習い事（地域とのつながり）
小学校	保護者と生徒の座談会
●それぞれの立場（組織）として（既取組み）	
出生（妊婦）	禁煙の実施
成人期	禁煙の実施
●それぞれの立場（組織）として（今後の取組み）	
乳幼児期	共働き家庭の子の交流・おむつ・ミルクの支給・保育料の減額・ひとり親への支援拡大
保育期	ひとり親への支援拡大
中学校～高校	中・高生の部活体験

第 8 章

山都町公立保育所

再編計画書

第8章 山都町公立保育所再編計画書

1. 計画策定の背景

(1) 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化の進行や夫婦共働き世帯の増加、雇用形態の変化など子育て家庭を取り巻く社会的な状況は大きく変化し、保育所に求められるサービスも多様化しています。少子化が進んでいる状況下において、安心して子どもを生み育て、意欲をもって働ける社会環境の整備が求められており、子育て支援の役割を担う公立保育所にはより充実した保育サービスの提供が期待され、今までより一層、保育ニーズに柔軟に対応できる組織づくりが求められています。

一方、組織づくりを担う公立保育所では、将来的に少子化による職員余剰の弊害を避けるために県内でもいち早く人材派遣を取り入れて対応してきたため、現在では人材派遣職員、臨時職員が半数以上を占めています。さらに、長引く不況や地域経済の衰退などにより本町は厳しい財政状況にあります。財政改革に取り組みながら町政運営を続けていますが、この状況は今後も続くものと予想され、効率的な保育所の運営が求められています。このような現状から、保育所の再配置（統廃合等を含む）等を様々な角度から検討をしていかなければなりません。

以上のことから、今後の公立保育所のあり方を検討するために平成24年度には児童福祉部会、平成25年度には保健福祉総合計画策定委員会で検討(平成25年11月25日～平成26年3月24日まで4回開催)され、昨年3月に「保育所の統廃合に係る答申」が下記の様に出されました。

- 一、矢部地区について、浜町保育園、浜町第二保育園、白糸保育園を閉園とし、矢部同和保育園に統合する。なお、周辺整備を含む現園舎の増改築を平成28年度までに行う。また、金内保育園と御所へき地保育所は現状維持とする。
- 一、清和地区について、大川保育園と小峰へき地保育所は現状維持とする。
- 一、蘇陽地区について、菅尾保育園は平成27年度を以て閉園とし、馬見原保育園と二瀬本保育園は現状維持とする。
- 一、町の将来を見据えた、子育て支援対策を充実させる。

これは、今後の公立保育所の園児数の減少に伴う保育所児への弊害、今後の子育て支援策の保育料の軽減、第3子以降の無料化等の実施を行うための財政問題を考えての統廃合や保育所での子どもの育ちということを中心に考えた答申であるため、町としても答申を尊重し、細部に亘る部分でのきめ細やかな対応で保護者に応えていくべ

きであります。また、公立保育所と私立保育所は、それぞれの特色を活かしながら連携し、山都町全体の保育サービスの維持・向上を目指すことが望めます。

現在の山都町の保育所を取り巻く現状や公立保育所が抱えている問題などを踏まえ、公立保育所の閉所を含んだ統廃合を行い、財源や人材を有効に活用することが今後の保育所行政・子育て支援のために必要であると考え、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけされたことに併せて、町として将来（10年）を見据えた中で当面（5カ年間）の公立保育所の計画を策定するものであります。

（2）計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5カ年間とします。ただし、社会情勢の変化、保護者や地域の保育ニーズ等の動向及び進捗状況等により適宜計画を見直すこととします。

2. 児童及び保育所を取り巻く現状

（1）人口減少と核家族化

山都町の人口は平成21年では18,620人ですが、平成26年度では16,786人となっており、年々減少しています。それに合わせて世帯数も、平成21年度では6,784世帯、平成26年度では6,701世帯と減少しています。（表1）

出生数は平成21年度では104人ですが、平成25年度では83人となり、減少傾向にあります。（表2）

表1【人口・世帯数の推移】（単位：人・世帯）

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
人 口	18,620人	18,389人	18,031人	17,628人	17,212人	16,786人
世 帯 数	6,784世帯	6,807世帯	6,783世帯	6,765世帯	6,741世帯	6,701世帯
平均世帯員数	2.74人	2.70人	2.65人	2.60人	2.55人	2.50人

資料：数値は住民基本台帳 3月31日現在

表2【出生率から見込んだ新生児数】 (単位:人・%)

年度		H20	H21	H22	H23	H24	H25(構成率)	H26	H27	H28	H29
地区名	矢部地区	66	66	64	46	43	51(61.4%)	39	36	33	29
	清和地区	20	17	16	17	16	17(20.5%)	15	13	12	11
	蘇陽地区	27	21	22	28	23	15(18.1%)	21	19	17	16
全 体		113	104	102	91	82	83(100.0%)	75	68	62	56
出生率(前年比)			0.92	0.98	0.892	0.901	1.012	0.903	0.906	0.912	0.903

資料：平成26年度以降は出生率から算出した見込み数

(2) 児童数の推移

山都町における就学前(0歳から5歳)児童数では、平成20年度3月は609人、平成25年度は564人と年々減少しており、総人口に占める割合も減少しています。

(表3)

就学前児童は、少子化により今後も減少が続くと予想されることから、保育所等に入園する児童も減少していくと考えられます。

表3【就学前児童数】 (単位:人)

年齢	年度									
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
0歳	113	104	102	91	82	83	75	68	62	56
1歳	104	115	104	101	83	88	83	75	68	62
2歳	100	102	117	98	101	82	83	83	75	68
3歳	92	100	106	117	102	98	82	83	83	75
4歳	95	92	103	103	112	102	101	82	83	83
5歳	105	93	96	101	101	111	102	101	82	83
合計	609	606	628	611	581	564	526	492	453	427

資料：住民基本台帳(年度3月31日)平成26年度以降は見込み

(3) 保育所等の状況

① 保育所等の設置状況

平成26年4月1日現在、町内の保育所は公立保育所9か所、私立保育所4か所、へき地保育所2か所となっています。その他、事業所保育所(瀬戸病院関係 かえで保育所)が1か所あります。(資料1)

② 入園児童数の推移

公立保育所入園児童数は、平成21年3月1日現在321人でしたが平成26年3月1日では332人と11人の増加となっています。私立保育所の入園児童数も、平成21年3月に168人だったのが平成26年3月には208人に増加しています。しかし、表3のように就学前児童数は減少していくことから、未就園児（家庭で保育する園児）も減少すると考えられます。（表4）

表4【入園児童数の推移】

（単位：人）

保育園名		定員	年度									
			H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
公立 保 育 園	浜町保育園	45	43	39	33	30	22	23	18	17	16	14
	浜町第二保育園	45	22	28	34	38	31	30	27	22	21	17
	白糸保育園	30	18	20	16	17	19	20	16	11	6	4
	金内保育園	45	41	35	32	31	36	35	34	29	25	22
	矢部同和保育園	45	49	48	41	49	46	45	40	36	33	29
	大川保育園	45	46	51	56	56	60	55	56	48	43	38
	馬見原保育園	45	35	35	37	43	41	44	45	41	33	30
	二瀬本保育園	45	51	50	57	55	57	58	54	49	43	38
	菅尾保育園	30	16	19	19	20	25	22	20	17	17	17
	公立保育園合計	375	321	325	325	339	337	332	310	270	237	209
私立 保 育 園	御岳保育園	30	35	39	38	37	37	40	29	27	26	23
	明光保育園	50	61	58	69	72	73	66	64	57	48	44
	さくらんぼ愛園	35	27	28	34	40	43	62	68	63	58	47
	浜町乳児保育園	30	45	42	48	41	38	40	35	32	26	20
	私立保育園合計	145	168	167	189	190	191	208	196	179	158	134
へ き 地 保 育 所	御所へき地保育所	30	12	16	12	12	13	9	10	9	8	7
	小峰へき地保育所	30	8	11	13	14	17	16	12	13	13	10
	閉所園		13	10	7	3						
	へき地保育所合計	60	33	37	32	29	30	25	22	22	21	17
事	かえで保育所	15	11	15	14	12	8	5	6	10	10	10
合 計		595	533	544	560	570	566	570	486	452	428	402
									534	481	426	370

資料：入園児童数は各年度3月1日現在（合計上段人数はニーズ調査による予定数）
*平成26年度以降は見込み

③ 保育サービスの状況

女性の社会進出の増大や就労形態の多様化、核家族化などに伴い、延長保育・一時預かり・学童保育・子育て相談業務など多様な保護者のニーズに対応しています。通常の保育時間（8時間）を超えて長時間保育を実施しているほか、11時間を超える延長保育事業を実施しています。産休明けの生後2か月児を受け入れる保育所をはじめ、ほとんどの保育所で乳児保育を実施しています。一時預かり保育は、公立保育所で4か所、私立保育所で4か所実施しています。学童保育は私立保育所で1か所実施しておりますが、休日保育・病後児保育・子育て相談などの保育サービスはまだ実施できていないので、保護者のニーズを踏まえて対応していかなければなりません。（資料2）

（4）施設の状況

公立保育所の建築年数

公立保育所の建築経過年数を見ると、金内保育園・馬見原保育園以外の公立保育所が30年以上経過しており、園舎の老朽化が著しくなっています。園舎の改修・新築等を計画的に行い、対応しなければなりません。（資料3）

（5）公立保育所の職員

正規職員の減少と臨時職員割合の増加

平成26年4月1日現在、園長と保育士を合わせた正規職員数39人、人材保育士17人、人材調理員9人、嘱託24人、臨時13人（開所含む）となっています。

正規職員の採用を控えているため、正規職員が減少し、クラス担任に人材保育士を配置せざるを得ない状況となっています。また、3歳未満児や障がい（発達障害等）のある児童の入園が増えています。その対応のために今後も人材職員、臨時職員で対応しますが、保育士資格のある臨時職員の確保が難しく、保育の質を維持することが難しくなっています。（表5）

表5【平成26年度公立保育所（園）職員配置状況】（単位：人）

公立保育園名	職員								合 計
	園長	町 保育士	人材	嘱託	臨時	町 調理	人材 調理	延長 開所	
浜町保育園	1	2	1	1		1	1	1	8
浜町第二保育園	1	2	2	1		1	1	1	9
白糸保育園	1	1	2	1		1	1	1	8
金内保育園	1	2	1	1	1	1	1	1	9
矢部町同和保育園	1	3	3	2	3	1	1	1	15
大川保育園	1	3	2	5		1	1	1	14
菅尾保育園	1	2	1	3		1	1	1	10
馬見原保育園	1	2	2	5		1	1	1	13
二瀬本保育園	1	2	3	5		1	1	1	14
合 計	9	19	17	24	4	9	9	9	100

資料：平成26年4月1日現在

（6）保育所の運営費にかかる町の負担額

平成25年度決算における公立保育所、私立保育所の歳出における児童一人当たり経費は、公立保育所が年間約136万8千円、私立保育所が年間約114万8千円となっています。

歳出から歳入を引いた児童一人当たりの町負担額は、公立保育所が年間約76万7千円、私立保育所が年間約45万円となっており、公立保育所の児童一人当たりの町負担額は私立保育所の約1.7倍となっています。（資料4）

3. 公立保育所の役割と保育環境の充実（基準保育の役割）

（1）公の果たす役割を実行していくための公立施設の将来像

公の果たす役割として4つの柱を基本とし、この4つの柱をもとに公立施設の将来像を検討していきます。

① 地域における子ども・子育て支援強化

地域における子ども・子育て支援の強化を図るために、子育て支援のバックアップ（公的支援）を積極的に実施していくことが必要となります。公立施設が地域に

おける子育て支援の中核的な役割を果たすことで、より充実した支援を展開していきます。併せて、公の社会資源の有効な活用を図ります。

② 民間施設との連携の工夫

公立施設のこれまでの取組みを活かし、民間保育所と地域の小・中学校、高等学校との交流をより一層図る必要があります。また、公がコーディネートをすることで、公立施設と民間施設の連携を図り、町民が必要とするサービスを効果的に提供していきます。

③ 公の持つ強みに応じた役割再編

公立施設と民間施設とが共通して抱える課題に対して、公の持つ強みを活かして、役割を整理していきます。

④ 要保護児童・要支援児童に対する手厚いサポート

民間施設や関係機関との連携を図りながら、要保護・要支援児童に対するセーフティネットとしての役割を発揮し、加えて養育上の問題を抱える家庭への支援も充実させていきます。

(2) 保育所の役割

公立保育所の果たすべき役割を、以下のように考えています。

① 児童福祉法に定められている公的保育を実践する役割

教育を受けることが権利であるように、保育を受けることも権利であると考えます。保護者の労働・疾病だけでなく、経済的な理由での養育困難家庭、虐待のおそれなどの保育を受ける環境に問題がある子どもがいれば、町(自治体)の責任において一定水準以上の保育を保障しなければなりません。その意味で、保育所は児童福祉施設であると同時に社会福祉施設という性格を持っています。

民間保育所が法人設立の精神に基づいた比較的特色のある保育を行い、その利用者に責任を持つところであるのと比べ、公立保育所の門戸は常に町民全体に開かれています。公立保育所の保育水準が、その地域の保育の質を規定しているという面も併せ持っています。さらに、すべての住民に公平なサービスを提供し、地域間の格差を生み出さないためにも、等質の保育を受けられるよう保障するのが行政の直営施設である公立保育所の役割です。また、現在女性が一生の間に産むこどもの数を示す合計特殊出生率が1.26（平成17年）まで低下し、将来の日本経済や社会

にさまざまな問題をもたらすことが危惧されています。本町でも、出生数が平成20年度の113人から、平成25年度には83人に減少しています。

出生率の低下の要因は、「晩婚化」とあわせて「理想のこども数」と「出生児数」の開きにあるといわれています。このギャップの背景には、「子どもの教育費が高い」という経済的な面だけでなく、「仕事と育児の両立の困難さ」があります。少子化を抑制するには、安心して子どもを産み、育てながら働くことができ、すべての町民と子どもたちに開かれた公立保育所を充実させる必要があります。そのためにも、多様なニーズに応えることができる保育環境を整えながら、まだ実施していない病後児保育や、一時保育、休日保育などの事業を公立保育所が積極的に行っていかなければなりません。

② 地域のネットワークとしての中心的な役割

公立保育所は行政機関の一部であるため、他の公共機関との連携も民間よりは容易です。学校や保健所、子育て支援センター、その他の福祉施設などと連携しながら、より豊かな保育、在園児・在宅児家庭の子育て支援を行い、ネットワークをつくっていく核となることも公立保育所の大切な役割です。また、公立保育所は町の直営施設であるため、保護者の要望を聞きながら、町全体の子どもを視野に入れた将来的な子ども施策を考えることができるというメリットもあります。公立保育所同士や自治体内はもちろん、自治体の区域を越えて横の連携がとりやすく、同一職種で協力し研修体制を組むことができることは、保育の質を高めるという面でも重要な点です。

③ 家庭で子育てをしているすべての人に、子育て支援を行う役割

“子育ての孤立化”が進む中で、子育て支援を担う保育所の役割はますます大きくなってきています。

平成12年7月に本町でも、浜町保育所内に地域子育て支援センターを立ちあげ、子育て支援事業に取り組みました。その後、場所を高齢者センター、矢部保健福祉センター「千寿苑」に移し事業を行っています。平成14年には田舎風の古民家を利用し、つどいの広場「シャベル」も立ちあげました。2つとも町から社会福祉協議会に委託をし実施しています。

今後はさらに、公立保育所で子育て支援センターの実施ができるかを検討し、子育て支援センターの充実を図ります。また、子育て支援センターを中心に子育てに関わる機関や各保育所、小・中学校、高校とのネットワークを広げながら、安心して子育てのできる山都町をつくります。

④ 特別な支援を要するこどもの保育を保障する役割

本町では、保健センターの健診などで発達障がい等の障がいのある子どもを早期発見するために、保健師や保育士が保護者や保育所と連携し、成長に合わせて対応してきました。保育所で実施される障がい児保育には、子どもの発達を保障し、保護者の就労を支え、その子が住む地域の中で安心して暮らし続けるための役割が求められています。子どもの発達を豊かにするためには、人員体制の改善、施設・設備などの改善が欠かせません。それらは当然経済的な負担を伴うもので、採算面の制約が多い民間保育所での対応にはおのずと限界があると思われます。また、障がい児保育の実践には保育士の専門性や経験、保育所全体の協力がより深く求められます。民間保育所は、国が定めた保育所運営費の職員の人件費が低い傾向にあり、若い先生が多いことが特徴です。このため、公立と比べて継続した保育の積み上げが難しいという側面を持っています。一方、公立保育所は安定した雇用が保障されるため、保育士の年齢層も幅広く、必要な専門知識や、子どもの発達に合わせた個別対応ができる人材を育成しやすいという利点があります。

地域の子育て環境・子育て文化を考えると、保育所は子育ての知恵を伝え、情報を発信し、仲間が集うことのできる施設として不可欠のものとなっています。だからこそ、その核となる公立保育所のありかたは、子どもの最善の利益を保障する視点から総合的に検討されるべきです。保護者はもちろん、現場の保育運営に実際に携わる職員や、保育に精通した学識経験者などを含めた町民的な論議こそが必要です。

以上の点をふまえ、財政上の短期的な「経済効率・効果」を優先させるのではなく、将来の山都町のまちづくりを展望し、長期的な視野に立ってこどもの権利が最優先される保育施策を創ることが求められます。

4. 山都町公立保育所が抱える課題

(1) 職員の充実

2-(5)の現状で記述したとおり、正規職員の採用を控えているため正規職員が減少し、クラス担任に人材保育士を配置せざるを得ない状況となっています。

また、3歳未満児や発達障がい等の障がいを持つ児童の入園が増えており、その対応のために今後も人材職員、臨時職員で対応する必要がありますが、保育士資格のある臨時職員の確保が難しく、保育の質を維持することが難しくなっています。

(2) 入園児童数の定員割れの状況

公立保育所の定員合計375人に対し、平成26年3月1日には332人というように、公立保育所9園中5園が定員割れの状況が続いています。(表4)

定員に対する充足率は、公立保育所88.5%、私立保育所143.4%、へき地保育所41.6%と、公立保育所とへき地保育所が低くなっています。(表6)

表6【定員・児童数・定員充足率】 (単位：人・%)

区 分	公立保育所	私立保育所	へき地保育所	合計
定員数	375人	145人	60人	580人
園児数	332人	208人	25人	565人
充足率	88.50%	143.40%	41.60%	97.40%

資料：平成26年3月1日現在

(3) 保育環境の整備（園舎の老朽化）

公立保育所の建築経過年数は、金内保育園、馬見原保育園以外の公立保育所で30年以上経過しており、園舎の老朽化が著しい状況です。(資料3)

(4) 財政論議（児童一人当たりに要する経費と効率的な保育所運営）

2-(6)で記述したとおり、保育所の運営費（児童一人当たりに要する経費）は公立保育所が私立保育所を1.7倍も上回っており、行政において財政負担を効率的かつ公平に行う観点からも、同水準に近づける取組みが必要です。

保育所の適正配置を考え、公立保育所の統廃合を進める事により効率的な保育運営を行い、削減された財源については、山都町全体の保育サービスの維持・向上と子育て支援に活用します。

(5) 保育の質の充実

特に入園児童数が少ない保育所では混合クラス編成となっているため、年齢や発達段階に合った保育や集団保育を実施することが難しい状況にあります。

（６）保育サービス、子育て支援策の充実

休日保育・病後児保育・子育て相談などの保育サービスについてはまだ実施できていないので、保護者のニーズを踏まえて検討し、対応できるものから実施しなければなりません。

５．公立保育所の見直しについて

女性の社会進出や就労支援などを図りながら未来を担う子どもたちを育成していくことは、少子高齢化社会において町が取り組んでいかなければならない重要な責務であります。

子育て支援や時代のニーズに合った保育サービスの充実は大きな課題であり、その解決に向け限られた財源を有効かつ効率的に活用していくことが必要です。保育所の適正配置を考え、公立保育所の統廃合を進める事により、効率的な保育運営を行い、削減された財源については本町全体の保育サービスの維持・向上と子育て支援に活用します。

私立保育所については、保育ニーズに即した保育サービスに対する行政支援を充実するとともに、公立保育所はその機能や役割を果たすことにより、公立保育所と私立保育所が一体となって町全体の保育の向上を目指します。

（１）統廃合・閉所

① 公立保育所の統廃合の目的

現在の公立保育所は、入園児童数の減少により多くの保育所において定員割れとなっているほか、施設の老朽化、正職員の減少、さらには保育所運営費の負担額の増大など、様々な課題を抱えています。

特に入園児童数が少ない保育所では、混合クラス編成となっているため、年齢や発達段階に合った保育や集団保育が難しい状況にあります。

今後も少子化が続くことが予想されることから、公立保育所の統廃合・閉園を実施し、保育所の適正配置を図っていく必要があります。

また、子育ての充実や山都町への定住等に結びつく子育て支援対策を充実させることで、少子化を抑制し、子育てのしやすい町を目指し、妊娠期から成人期前までの子育ての充実に取り組むことにより人口流失を抑え、町外からの移住者を呼び込むためにも保育所の整備を行う必要があります。

② 統廃合・閉所について

園児数が少なく同年齢児の集団保育の実施や効率的な運営が困難であることを基本的な要件とし、老朽化の園舎や当該施設を統廃合・閉所します。

統廃合・閉所にあたっては、対象保育所の保護者や地域関係者への説明を十分に行い、理解を得ながら進めていきます。平成26年3月に示された保健福祉総合計画策定委員会の「保育所の統廃合に係る答申」を尊重し、対象保育所の保護者に対してきめ細やかな対応で進めていきます。

統廃合は表7のとおり、白糸保育園を27年度末に閉園し、在園児は同和保育園（全40人予定）に入所予定で、浜町保育園、浜町第二保育園を28年度末閉園し、在園児は同和保育園等に入所予定とし、統廃合します。菅尾保育園は27年度末に閉園し、在園児は馬見原保育園、二瀬本保育園に入所予定とします。

表7【公立保育所】

保育園名	年度					備考
	H26	H27	H28	H29	H30	
浜町保育園						
浜町第二保						
白糸保育園						
金内保育園						継続
矢部同和保						継続
大川保育園						継続
馬見原保育						継続
菅尾保育園						
二瀬本保育						継続

（2）老朽化した園舎の建て替え

園舎建て替えの目安は、改修や老朽化にも差がありますが、築35年以上の園舎は園舎の調査を行い改修・新築等を検討します。

6. その他

(1) 民間保育所について

私立保育所では独自の保育理念や特色のある保育運営を行い、保護者のニーズに対し柔軟な取組みを進めています。また、浜町乳児保育園と御岳保育園は昨年園舎の建て替えが終わり、私立保育所4園とも施設の充実が図られたところです。

清和地区、蘇陽地区には民間保育所はありませんが、地域的にも民間が入ることは今のところ考えにくい状況であるため公立で対応します。しかし、保育所の再編を進めるなかで、民間活力の導入（民営化）が地域や子どもの育ちに特に必要である場合は民営化も検討していきます。

矢部地区には民間保育所が4園あり、既に園舎も建て直され施設の環境面も良くなっています。この4園は、民間の独自性と活力により公立保育所では担えないような部分を担っており、本町の子育充実にはなくてはならないものです。新たな民間事業所の参入については、十分な協議を行い決定していきます。

(2) へき地保育所について

へき地保育所は昭和58年に11か所ありましたが、入所児童の減少に伴い、平成26年度では御所へき地保育所と小峰へき地保育所の2か所に減少しました。平成18年度に出された保健福祉総合計画児童福祉部会では、10名を割ったへき地保育所は5名までは保育所を運営し、5名を割ったら閉所していくこととなり、昨年3月に出された保健福祉総合計画策定員の答申でも、へき地保育所はそのままにすることとなっています。へき地保育所の特徴ある保育からも、5名まで開所していくことにします。しかし保育の内容や子育て支援に支障があるときは直ちに検討し、対策を講じます。

(3) 子育て支援センターについて

① 公立保育所と子育て支援センターの一体化の必要性

ア) 公立保育所と単独型地域子育て支援センター機能の一体化

公立保育所における地域の子ども・子育て支援の機能と単独型地域子育て支援センターが一体となって地域の子育て支援を実施することで保育所保育士の現場で培ったノウハウをスキルとして維持・継承します。そして、公立保育所の施設機能等を子育て支援を実施するためのスペースとして活用することで子育て支援を充実することができます。また、一箇所に集中することで子育て支援拠点とし

ての機能を十分に発揮することができます。下記のとおり子育て支援センター事業を保育所施設内で実施することで地域の子ども・子育て支援の拡充を図ります。

- 1) 親子で安心して遊べる身近な場の提供
- 2) 育児などの悩みを安心して相談できる場の提供
- 3) 地域の親子同士が助け合う関係作りの支援
- 4) 地域の子育て支援に関わる情報発信機能

イ) 公立保育所の機能実施に必要なスペースの確保

既存の公立保育所の機能に子育て支援センター室や病後児保育・一時保育等の新たな機能を強化します。また、継続的な保育相談等機能実施に必要なプライバシーが守られる相談スペースや研修等の実施に必要なスペースについては空きスペースを活用し、運営に必要なスペースの確保を図り、公立保育所の効率的かつ効果的な運営を行います。矢部同和保育所で上記のような新たな機能の強化に向け充実します。同時に園舎の建替え等も検討します。

ウ) 地域の子ども・子育て支援の機能

公立保育所における「地域の子ども・子育て支援」の機能として、地域の子育て関連施設・関係機関や団体・住民団体・子育てサークル等と積極的に連携を取り、特に人材面での支援を行い、地域の保育力の向上を図ります。

- i) 地域に根ざした住民団体・子育てサークル等と積極的に連携を取り、保育所に入所していない児童の支援を行うことで行政サービスの均一化を図ります。
- ii) 地域の子育て関連施設・機関や関係団体・住民団体・子育てサークル等と積極的に連携を取り、情報を共有化することで効果的な地域支援を実現します。

エ) 地域に開かれた機能の拡充

公立保育所は、地域における子ども・子育て支援体制を充実させるために公立保育所の機能を活用し、各種事業を展開することで地域の子ども・子育て支援を行います。

オ) 地域の子育て相談、情報発信を担う機能の拡充

公立保育所では、地域における継続的な相談の実施を行い、また地域に対する情報発信機能の強化を図ります。

カ) 保護者・子ども相談支援機能の拡充

公立保育所は、特別に配慮を要する保護者や特別な支援を要する子どもに対して、専門相談機関と連携し積極的な支援を行います。

キ) 民間保育所等との連携強化

民間保育所等との連携・交流・支援の強化により、民間保育所等全体の保育の質の向上・均一化を図ります。

- i) 民間保育所等における保育の質の確保に努め、全ての保育所等の保育の質の向上・均一化を図ることで、利用者の不安の解消を図ります。
- ii) 民間保育所等との連携・交流・支援を強化し、保育の質の向上・均一化を図り、利用者の不安の解消を図ることで、全ての保育所利用者に対して満足度の高い保育所運営を実施します。

民間保育所及び認可外保育施設とのネットワークの拠点として連携を深めることで、互いに保育所運営の質を高めます。

ク) 子育て支援センターの規模決定

保育所内での子育て支援センターであるため、保育所の施設を共有（園庭・遊具・砂場・ホール・相談室等）して使用できる利点があります。また、雨天時や寒い日に室内で遊ぶスペースとして保育室が1、2部屋あれば充分対応できます。しかし、保育所児の昼寝の時間帯や行事等の際も関係なく支援センターを利用されるので工夫が必要です。

7. 将来の展望

（1）山都町の人口の増減に伴う対応

第2次山都町総合計画基本構想の骨子案では、少子化を本町の存続そのものが危ぶまれる大きな問題として捉え、目指すべき町の姿として10年後の2024年度に人口が13,000人を下回らないことを目標としております。今後、思い切った子育て支援策を行うことで少子化を抑制し、人口の流出減少、流入増加、自然減の抑制をおこない、町の人口減少の抑制に繋げる必要があります。総合的な対策を行ってもすぐには増加に転じませんが、子育て環境や教育環境、住宅環境、医療環境、仕事や職場環境、その他安心して暮らせる環境づくりを総合的に行うことで、10年後には乳幼児数が年々増えていくような町づくりを推進していきます。これを踏まえ公立・私立保育所の定員変更を行い、乳幼児数の増加に伴う保育所利用者増に対応します。

（２）保育所運営の展望

保育所の特性

ア) 保育所の教育機能

保育所は生活習慣や食育も含めた幅広い教育機能を有していると言えます。

地域や家庭の変化により子どもが育つ環境が脆弱になっている現在の状況下では、保育所で子どもが生活することの意味が変化してきています。かつて、地域の大人がともに働く場で子どもも一緒に育てていたり、幼児も年上の子どもに連れられて夕暮れまで戸外で群れ遊んでいたりした情景を思い浮かべれば、保育所は失われた育ちの環境の一部を補っているとも考えられます。

イ) 地域の支援ニーズに応える

こうして多様な子ども・家庭を受け入れ、一人ひとりの子どもの発達を見守り、日々生活の場として機能している保育所では、結果的に子どもや家庭の支援ニーズを早期にとらえることができる立場にあります。養育困難・児童虐待が深刻化する今、保育所のこの機能は非常に重要なものとなってきています。

ア、イより、保育所の特性は現行保育所制度のもとで培われてきました。市町村の児童福祉事業であるという制度上の位置づけ、養護と教育、生活の場といった保育所の保育指針による保育所保育の定義が受けとめられ、保育行政に携われた方々の努力が積み重ねられてきた結果であります。多くの保育所がこのような特性を伸ばしていけるように支援され、より保護者ニーズにあった進化をすることが必要です。

新制度によって国の保育のしくみは多様化します。これを受け、今後の取組みを地方が主体的に決めて行くこととなります。そうなるとその判断の軸は、やはり子どもの最善の利益でなければならないと考えます。町では、質の向上を視野に入れた計画を立て、整備後も地域内のさまざまな事業と関係を密にし、地域全体で子どもが育つ環境を整える役割を積極的に担っていきます。また、近年保育所は、保育時間の長時間化、保育ニーズの多様化、保護者の支援や指導、地域の子育て支援、障がい児の受け入れ、アレルギー児対応など、極めて幅広く高い専門性が求められ、責任も重くなってきています。労働環境についても、開所時間が11時間を超える保育所が増え、変則勤務体制による身体的負担増、非正規職員の増加による仕事量の負担増など、ますます厳しい状況がみられます。また保育士不足も新たな課題となっています。

新制度に向けて認定こども園に移行するとなると、さらに事務的な負担が増え、学校教育に関連する新たな仕事も増える可能性があります。そうした厳しい状況の中で質の高い教育・保育を提供し、地域の子育て支援の拠点としての役割を果たし

ていくためには、最低基準の見直しをはじめ、保育士の処遇改善・労働環境の見直しは必要不可欠です。すべての子どもの育ちを保障するためにも改善策を施していきます。

8. データ資料一覧

(1) 資料1 山都町保育所(園)等一覧表

区分	施設名	設置主体	所在地	定員	児童数	開設年月日
						改築・移設年月日
公立 保 育 園	浜町保育園	山都町	下馬尾313	45	15	昭和24年4月1日 昭和54年3月
	浜町第二保育園	山都町	畑470	45	24	昭和39年12月1日 昭和60年1月
	白糸保育園	山都町	新小851	30	15	昭和30年5月1日 昭和57年4月
	金内保育園	山都町	金内152-2	45	24	昭和42年4月1日 平成10年3月
	矢部同和保育園	山都町	城原162-7	45	40	昭和57年4月1日 昭和62年3月
	大川保育園	山都町	大平100	45	51	昭和37年4月1日 昭和62年3月
	馬見原保育園	山都町	馬見原172	45	37	昭和40年5月1日 平成9年3月
	二瀬本保育園	山都町	柏962-1	45	50	昭和37年4月1日 昭和59年4月
	菅尾保育園	山都町	菅尾1237-1	30	20	昭和38年4月1日 昭和61年11月
	公立保育園合計			375	276	
私立 保 育 園	御岳保育園	愛郷会	男成1472-1	30	28	昭和32年7月13日 平成26年3月
	明光保育園	あかつき会	白小野1300	50	62	昭和51年4月20日 平成14年3月
	さくらんぼ愛園	下矢部保育園	長田393	35	60	昭和49年6月27日 平成25年3月
	浜町乳児保育園	二楽会	上寺1993-1	30	24	昭和50年6月1日 平成26年3月
	私立保育園合計			145	174	
へ き 地 保 育 所	御所へき地保育所	山都町	御所3821-1	30	9	昭和37年7月1日 平成 年 月
	小峰へき地保育所	山都町	小峰765	30	9	昭和38年4月1日 昭和 年 月
	へき地保育所合計			60	18	
事 業 所	かえで保育園			15	4	昭和 年 月 日 昭和 年 月

※資料 平成26年4月1日現在

(2) 資料2 保育所のサービス内容

区分	施設名	開所時間	一時預かり	土曜一日保育	学童保育	軽度な障がい児保育	病児保育
公立 保育園	浜町保育園	7:30～18:30	○			○	
	浜町第二保育園	7:30～18:30				○	
	白糸保育園	7:30～18:30				○	
	金内保育園	7:30～18:30				○	
	矢部同和保育園	7:30～18:30		○		○	
	大川保育園	7:30～19:00	○			○	
	馬見原保育園	7:30～19:00	○			○	
	二瀬本保育園	7:30～19:00	○			○	
	菅尾保育園	7:30～19:00	○			○	
私立 保育園	御岳保育園	7:00～19:00	○	○		○	
	明光保育園	7:00～19:00	○	○		○	
	さくらんぼ愛園	7:00～19:00	○	○	○	○	
	浜町乳児保育園	7:00～18:30	○	○		○	
へき地 保育所	御所へき地保育所	8:30～17:00					
	小峰へき地保育所	8:30～17:00					

(3) 資料3 保育所の建設状況

区分	施設名	建築年	経過年数	建築構造
公立 保育園	浜町保育園	昭和54年3月	35	鉄筋コンクリート造2階建
	浜町第二保育園	昭和60年1月	29	鉄筋コンクリート造平屋建
	白糸保育園	昭和57年4月	32	鉄筋コンクリート造平屋建
	金内保育園	平成10年3月	16	木造平屋建
	矢部同和保育園	昭和57年4月	32	鉄筋コンクリート造平屋建
	大川保育園	昭和62年3月	27	鉄筋コンクリート造平屋建
	馬見原保育園	平成9年3月	17	木造平屋建
	二瀬本保育園	昭和59年4月	30	鉄筋コンクリート造平屋建
	菅尾保育園	昭和61年11月	28	木造平屋建
私立 保育園	御岳保育園	平成26年3月	0	木造平屋建
	明光保育園	平成14年3月	12	木造2階建
	さくらんぼ愛園	平成25年3月	1	木造平屋建
	浜町乳児保育園	平成26年3月	0	木造平屋建
へき地 保育所	御所へき地保育所	昭和 年 月		木造
	小峰へき地保育所	昭和 年 月		木造

※資料 平成26年4月1日現在

(4) 資料4 認可保育所(園) 児童一人当たりの経費(平成25年度)

① 歳出

(単位:円)

公立保育園		私立保育園	
内訳	金額	内訳	金額
職員人件費 (臨時職員含む)	402,835,983	保育所運営費	216,531,736
事業費	51,548,749	特別保育事	17,381,300
		一時預かり事業	749,200
		運営費助成金	4,176,000
合計	454,384,732	合計	238,838,236

※園舎の建築費等は含まれていません。

児童一人当たり経費(平成26年3月1日現在児童数)

■公立	454,384,732円÷332人=1,368,628円
■私立	238,838,236円÷208人=1,148,260円

② 歳出

(単位:円)

公立保育園		私立保育園	
内訳	金額	内訳	金額
保育料	48,089,160	保育料	32,425,080
国県からの補助	146,378,920	国からの補助	112,766,240
その他収入(給食費等実 費徴収金、広域入所児童 分自治体負担金など)	5,200,280		
合計	199,668,360	合計	145,191,320

※公立保育所(園)分の「国県からの補助」のうち、運営費用分については、私立保育所(園)と同様の基準により試算額を計上

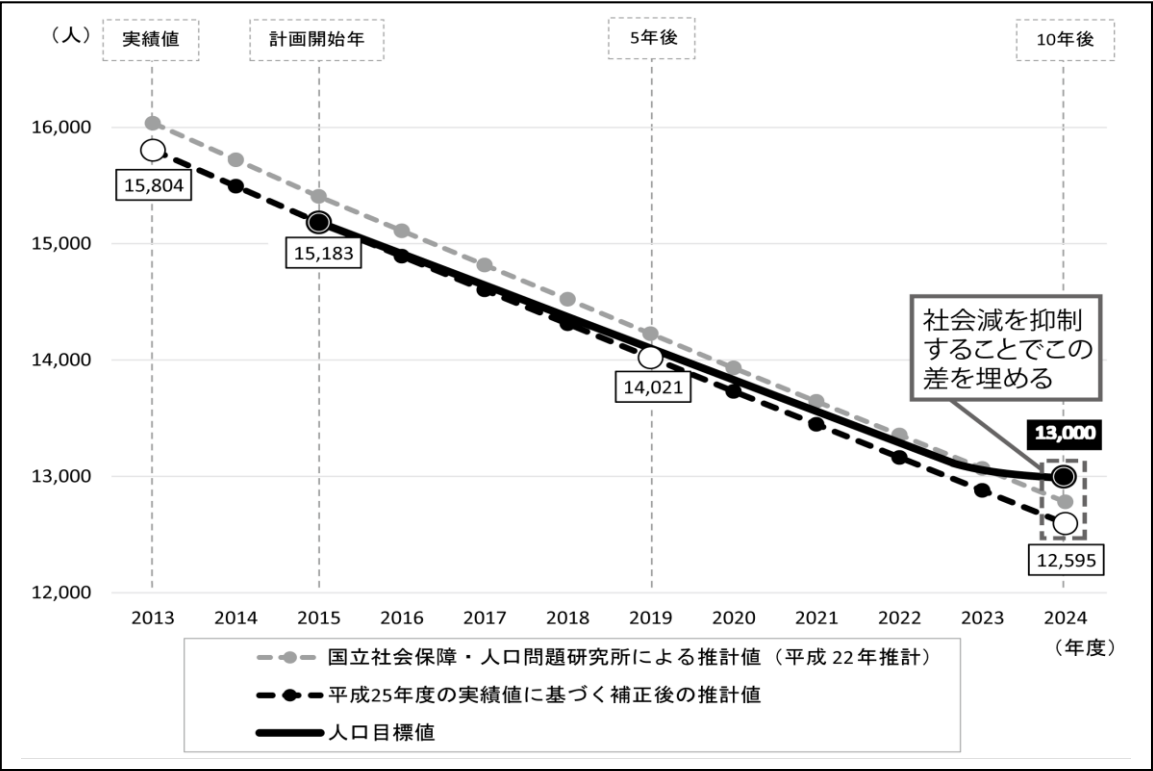
町の負担金の比較(歳入-歳出)

■公立	454,384,732円-199,668,360円=254,716,372円
■私立	238,838,236円-145,191,320円=93,646,916円
	254,716,372円÷332人=767,217円
	93,646,916円÷208人=450,225円
	差引=316,992円

（５）資料５ 第２次山都町総合計画との整合性

第２次山都町総合計画基本構想の骨子案では、目指すべきまちの姿として、10年後の2024年度に人口が13,000人を下回らないことを目標としています。

① 将来像・人口目標



10年後の平成37年度に人口13,000人を下回らないための就学前（0歳～5歳）の人口目標は下の表のようになります。

② 就学前児童の人口目標

年齢	年度									
	H20	H22	H24	H26	H28	H30	H32	H34	H36	H37
0歳	113	102	82	75	62	50	57	58	58	91
1歳	104	104	83	83	68	56	55	60	59	72
2歳	100	117	101	83	75	65	55	58	59	73
3歳	92	106	102	82	83	69	61	53	60	73
4歳	95	103	112	101	83	77	70	56	58	74
5歳	105	96	101	102	82	83	77	65	53	73
合計	609	628	581	526	453	400	375	350	347	456

③ 山都町の2024年の年齢毎の人口目標

年齢	0～9	～19	～29	～39	～49	～59	～69	～79	80～	合計
人数	631	787	696	811	1,021	1,455	2,146	2,695	2,794	13,036

④ 就学前（0歳～5歳）の子ども数から見た保育所（園）定員の推移

区分	施設名	年度											
		H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
公立 保育園	浜保	45	45	45	保育園実施計画による								
	第二	45	45	45	保育園実施計画による								
	白糸	30	30	保育園実施計画による									
	金内	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45
	同和	45	45	45	(60)45	(60)45	(60)45	(60)45	(60)45	(60)45	(60)45	(60)45	(60)45
	大川	(60)45	(60)45	(60)45	(60)45	(60)45	(60)45	(60)45	(60)45	(60)45	(60)45	(60)45	(60)45
	馬見原	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45
	二瀬本	(60)45	(60)45	(60)45	(60)45	(60)45	(60)45	(60)45	(60)45	(60)45	(60)45	(60)45	(60)45
	菅尾	30	30	保育園実施計画による									
	小 計	(405) 375	(405) 375	(345) 315	(270) 225	(270) 225	(270) 225	(270) 225	(270) 225	(270) 225	(270) 225	(270) 225	(270) 225
私立 保育園	御岳	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
	明光	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
	さくらんぼ愛	35	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
	浜町乳児	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
	菅尾	—	—	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	小 計	(300) 145	(300) 160	(320) 180	(320) 180	(320) 180	(320) 180	(320) 180	(320) 180	(320) 180	(320) 180	(320) 180	(320) 180
へき地 保育所	御所へき地 保育所	30	30	30	30	30	閉所(子どもの数に応じて5人切った場合)						
	小峰へき地 保育所	30	30	30	30	30	閉所(子どもの数に応じて5人切った場合)						
定 員 数		(765) 580	(765) 595	(725) 555	(650) 465	(650) 465	(590) 405	(590) 405	(590) 405	(590) 405	(590) 405	(590) 405	(590) 475
0～5歳児の予想数		526	531	453	431	400	368	375	359	350	347	347	456
将来的な定員数		580	595	555	465	465	405	405	405	405	405	405	475

※定員数（ ）内の数字は施設面積に伴う最大受入数（私立保育所（園） 御岳 60、明光 80、さくらんぼ 100、乳児 60）（公立保育所（園）園舎の老朽化に伴う立替による定員増）

第 9 章

計画の推進と継続的評価

第9章 計画の推進と継続的評価

1. 計画の推進と継続的評価の考え方

(1) 計画内容の住民への周知

山都町を「豊かな自然 豊かな感性 地域の絆で 子どもの夢ふくらむまち山都町」としていくためには、私たちみんなが、子育てと子育て支援の重要性を共有し、これに関する取組みを実践し継続していくことが欠かせません。

そのため、本計画について、関係機関・団体等への配布や関係各所での配架、また概要版の配布やホームページ等での内容公表・紹介などに努めます。

(2) 関係機関等との連携・協働

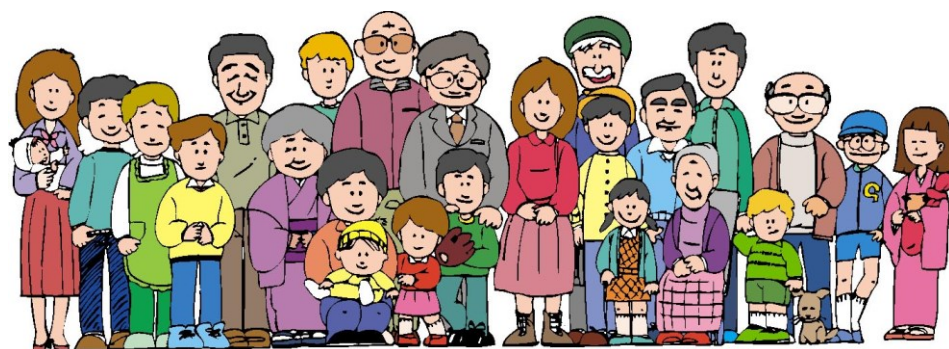
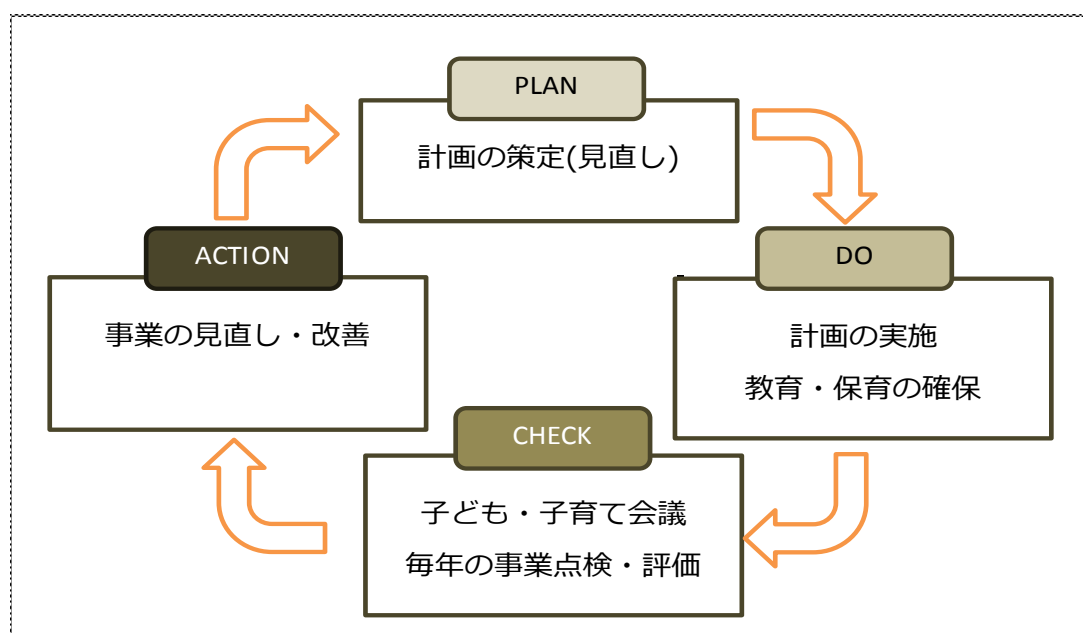
子ども・子育てに関わる施策は、福祉分野だけでなく、保健・医療・教育など、多岐の分野にわたっています。

このため、民生委員・児童委員、主任児童委員等をはじめ、商工会や町内会などの地域組織、関係機関と連携を図りながら、協働に基づく子育て支援に努めます。また、国や県とも連携して、施策の推進にあたります。

(3) 計画の推進管理

この計画（Plan）の初期の達成を得るためには、計画に基づく取組み（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Act）を図るといった、PDCAサイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画内容の審議にあたった「山都町子ども・子育て会議」が、今後、毎年度の進捗状況について、山都町として、各種施策が利用者の直面している問題や目標に役立ったか、満足できるものであったか等、利用者の視点に立った点検・評価を実施し、「PDCAサイクル」による継続的評価の考え方を基本として、その結果を公表するとともに、それに対する意見を関係機関や団体などから得ながら、適時、事業取組みの見直し・改善を行うこととします。



資料編

資料編

1. 策定の経緯

日程		協議内容等
平成 26 年 3 月 18 日	山都町子ども・子育て会議条例制定	
2 月	ニーズ調査の実施	
7 月 11 日	第 1 回山都町子ども・子育て会議	・委員委嘱状交付 ・会長及び副会長の選任
8 月 1 日	第 2 回山都町子ども・子育て会議	・制度概要等の説明 ・ニーズ調査結果の説明 ・計画の教育・保育提供地域について ・計画の構成案について
8 月 29 日	第 3 回山都町子ども・子育て会議	・グループワーク（事業量、子育て支援事業の支援策等について） ・過疎地域での保育園運営について
9 月 11 日	第 4 回山都町子ども・子育て会議	・グループワーク（事業量、子育て支援事業の支援策等について） ・子ども達の意識調査について ・基本理念等について
9 月 26 日	第 5 回山都町子ども・子育て会議	・グループワーク（事業量、子育て支援事業の支援策等について） ・基本理念等について
11 月 10 日	第 6 回山都町子ども・子育て会議	・公立保育園について ・グループワーク（子育て支援策）
平成 27 年 1 月 30 日	第 7 回山都町子ども・子育て会議	・計画書第 7 章について ・子育て支援事業について ・山の都づくりプロジェクトチームスキームについて
3 月 3 日	第 8 回山都町子ども・子育て会議	・山都町子ども・子育て支援事業計画及び第 2 期次世代育成支援行動計画骨子・素案説明
3 月	子ども・子育て支援事業計画書配布	

3. 子ども・子育て会議条例

山都町条例第5号

山都町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 山都町に居住する子ども及びその保護者の総合的な支援を行うために、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、山都町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4. 子ども・子育て会議委員名簿

子ども・子育て会議 委員名簿

	役 職	氏 名	町条例 第2条 第2項	備 考
1	学識経験者 熊本学園大	宮 里 六 郎	1 号	アドバイザー兼務
2	小中学校長会代表	藤 吉 勇 治	1 号	小・中学校長会代表 自然観察会
3	矢部高校長	月 井 雅 晴	1 号	矢部高校校長
4	子育て支援センター 社協、へき地保育所代表	川 本 妙 美	2 号	子育て支援センター
5	公立保育園代表	吉 田 龍 子	2 号	浜町保育園園長
6	私立保育園代表	赤 星 光 洋	2 号	明光保育園園長
7	放課後児童クラブ代表	橋 本 亮 子	2 号	放課後児童クラブそよかせ会指導員
8	小・中学校保護者代表	栗 山 由美子	3 号	P T A 母親部長
9	保育園保護者代表	三 浦 祥 子	3 号	白糸保育園保護者
10	民生児童委員	田 上 和 子	3 号	主任児童委員
11	町民代表（母親代表）	松 本 麻 子	3 号	地域興し協力隊
12	教育委員代表	深 田 隆 治	3 号	教育委員
13	小児医療	山 口 房 子	3 号	山口医院
14	図書館代表	下 田 美 鈴	3 号	図書館長
15	調理師代表	荒 木 ゆかり	2 号	浜町第二保育園

子ども・子育て会議 庁内職員及び事務局名簿

役 職	氏 名	備 考
教育委員会学校教育課 課長	田 中 耕 治	
教育委員会生涯学習課 係長	東 誠 也	
健康福祉課 課長	門 川 次 子	本庁 健康福祉課
健康福祉課 係長	藤 岡 勇	本庁 健康福祉課
健康福祉課	泉 昌 江	本庁 健康福祉課
健康福祉課	井 上 良 太	本庁 健康福祉課
健康福祉課	村 山 浩 司	蘇陽総合支所健康福祉課
健康福祉課	松 永 裕 矢	清和総合支所健康福祉課
予防医学研究所	黒 木 博 文	計画書策定委託業者

山都町 子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

発行：山都町 健康福祉課

住所：〒861-3592 熊本県上益城郡山都町浜町 6 番地

電話：0967-72-1229